

第2期生きるを支える やいづきずなプラン  
【案】

令和5年12月  
焼津市

# 目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間と目標.....	2
4 基本認識.....	3
第2章 焼津市の現状等.....	5
1 焼津市の概況.....	5
2 本計画に係るアンケート調査結果の概要.....	10
3 関係団体等調査の概要.....	17
4 第1期計画の進捗・達成状況の評価.....	18
5 現状からみた課題及び今後の方向性.....	20
第3章 計画の基本方針.....	23
1 計画の基本理念.....	23
2 施策の体系.....	24
第4章 基本施策.....	25
I 市民に対する相談支援体制の強化.....	25
基本施策1 相談支援体制の充実.....	25
基本施策2 人材の確保及び育成.....	32
基本施策3 市民への啓発と周知.....	36
基本施策4 地域の多様な関係機関のネットワーク強化.....	40
II 分野・対象別の個別施策の充実.....	45
基本施策5 子ども・若者の対策のさらなる推進.....	45
基本施策6 女性への支援の充実.....	50
基本施策7 高齢者への支援の充実.....	53
基本施策8 働く環境の整備・推進.....	56
基本施策9 生活困窮者への支援の推進.....	60
基本施策10 災害時における体制の整備.....	63
第5章 計画の推進体制.....	65
1 推進体制.....	65
2 進行管理（PDCA サイクル）.....	65
3 計画推進関係課.....	66
第6章 策定の経過・背景及び資料.....	67

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

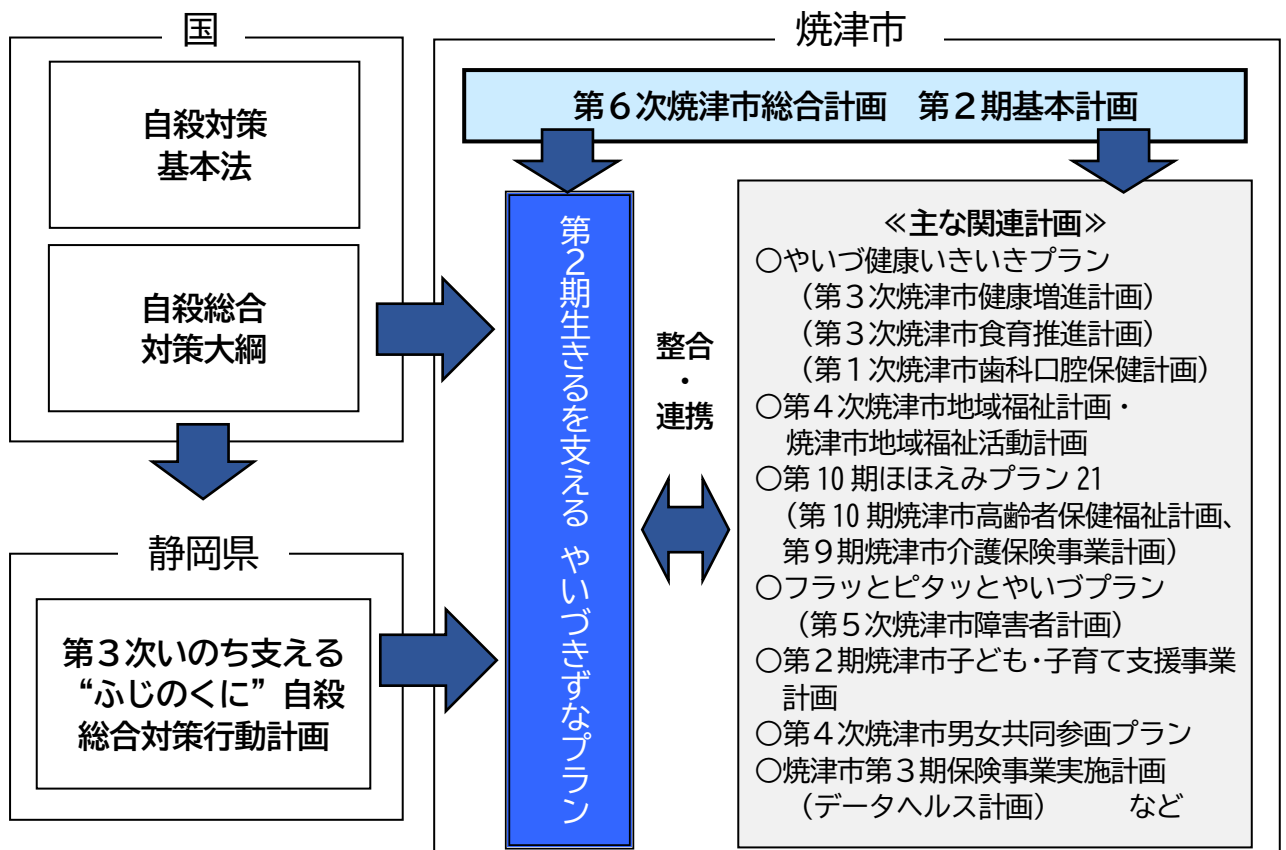
焼津市では、平成31年3月に「生きるを支える やいづきずなプラン」（平成31年度～令和5年度）を策定し、生きることを支える施策を総合的に推進してきました。

そしてこのたび、計画の改定時期を迎えたことから、市民における状況やこれまでの実績、国や静岡県との動向を踏まえた「第2期生きるを支える やいづきずなプラン（以降「本計画」）」を策定することとしました。今後も、1でも多くの命を守ることを目指すとともに、市民が自ら命を絶つことの予防に関する正しい知識の普及啓発や対策に係る人材の育成を推進し、また危険性が高い人をケアする、悩みを抱えた人が相談できる体制の整備・充実を図ります。

## 2 計画の位置付け

本計画は、生きることを支える施策を推進していくための総合的な計画で、自殺対策基本法第13条第2項に示される市町村計画であり、国の自殺総合対策大綱（以下「総合対策大綱」とします。）、静岡県の「第3次いのちを支える “ふじのくに” 自殺総合対策行動計画」に対応するものです。

また、本計画は、焼津市のあらゆる分野のまちづくりの方向性を定めた「第6次焼津市総合計画」を基とし、「やいづ健康いきいきプラン」等との整合・連携を図り、焼津市の対策の基本的な方向や具体的な事業・取組を示すものです。



### 3 計画の期間と目標

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、国や静岡県の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

本計画の進行管理については、毎年度、基本施策ごとに取組の進行状況の把握と評価、新たな課題の整理を行い、数値目標による定量的な管理・評価のほか、定性的な管理・評価に努めます。

#### 【計画期間】

計画名等	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
第2期生きるを支える やいづきずなプラン	策定	←→ 評価	←→ 評価	←→ 評価	←→ 評価	見直し ・改定
		→				

#### 【全体目標】

国の総合対策大綱では、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、死亡率（人口10万人当たり）を平成27年と比べて30%以上減少（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）する数値目標が設定されています。

焼津市では、過去10年（平成25年～令和4年）の当該死亡者数は多い年で30人台、少ない年で10人台となっています。過去10年平均の当該死亡率は18.1となっており、全国（17.5）や静岡県（17.3）を上回る水準である一方、国の目標値13.0以下を達成している年も見られます。

このような状況を踏まえ、本計画の全体の目標は、引き続き一人でも多くの市民の命を守り、さらなる死亡者数及び死亡率の減少を目指すことを掲げます。



## 4 基本認識

### ① 対策の推進理由

市民、関係機関・団体、行政が、自ら命を絶つことに関する共通した認識すべき事項として、総合対策大綱には4つの基本認識が挙げられています。市全体で対策を推進しなければならない理由は、この基本認識にあります。

#### (1) その多くがやむを得ず追い込まれた末の死

- 人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。
- 様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、それ以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感等から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状況にまで追い込まれてしまうという過程と捉えることができます。
- 直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりするなど、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

#### (2) 非常事態は未だ続いている

- 国全体では、政府、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、当該死亡者数の減少（平成18年と令和元年との比較）が見られる一方、非常事態は未だに続いていると言わざるを得ません。
- 令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中学生の当該死亡者数が増えています。
- 国の当該死亡率（人口10万人当たり）は、G7諸国の中で最も高く、年間死亡者数も2万人を超えている状況です。

#### (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

- 新型コロナウイルス感染症拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わりや雇用形態を始めとした様々な変化が生じています。
- コロナ禍において、様々な分野でICTが活用される状況となっており、今回の経験を生かし、今後、感染症の感染拡大が生じているか否かを問わず、国及び地域において必要な対策を実施できるよう、ICTの活用を推進する必要があります。

#### (4) 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

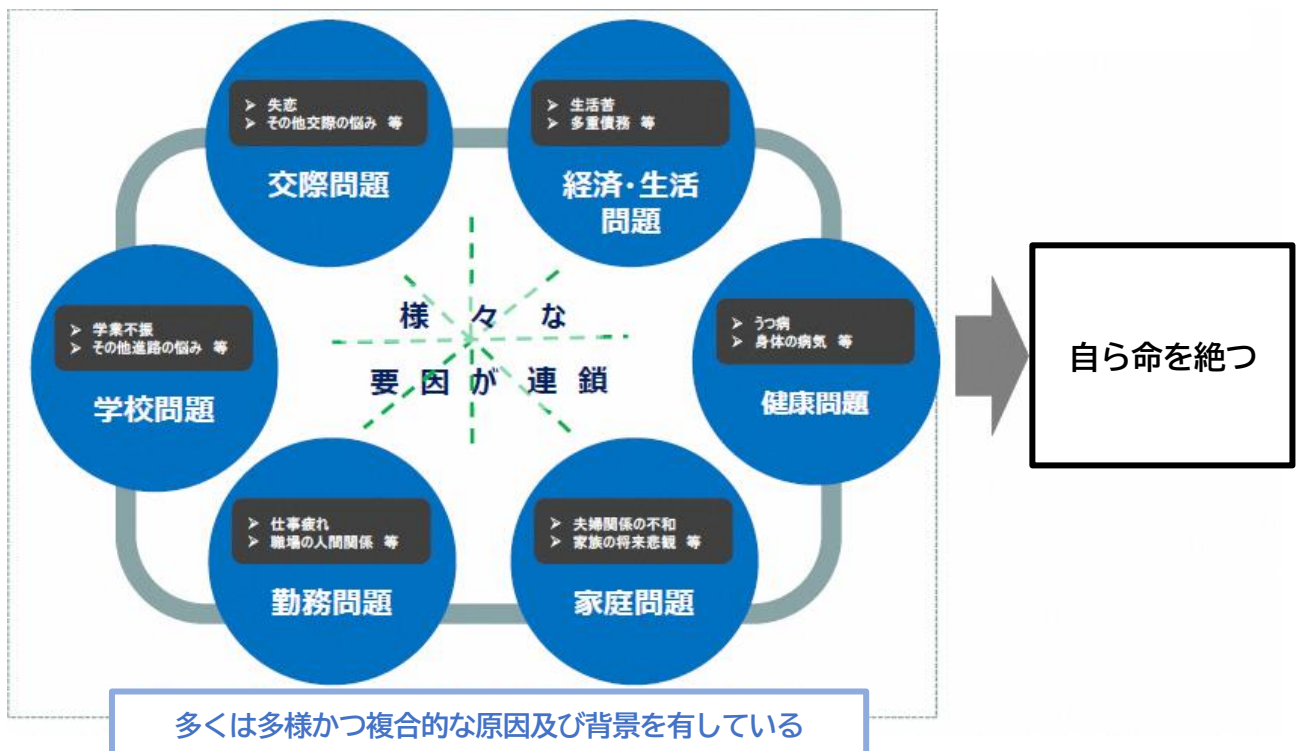
- 基本法では、都道府県及び市町村は、大綱、地域の実情を勘案して対策計画を策定するものとされています。
- 計画に基づく対策とは、国と地方公共団体等が協力しながら、PDCAサイクルを通じて、対策を常に進化させながら推進していく取組です。

### ② リスク要因

自ら命を絶つことに至る原因及び背景は、「経済・生活問題」や「家庭問題」等、他の問題が深刻化する中で、これらと連鎖して、うつ病等の「健康問題」が生じる等、多様かつ複合的なものです。

精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られており、基本法第2条にも、対策は「保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない」と規定されています。

#### 【自ら命を絶つ原因・背景】



(出典) 厚生労働省自殺対策推進室、警察庁生活安全局生活安全企画課「令和4年中における自殺の状況」

## 第2章 焼津市の現状等

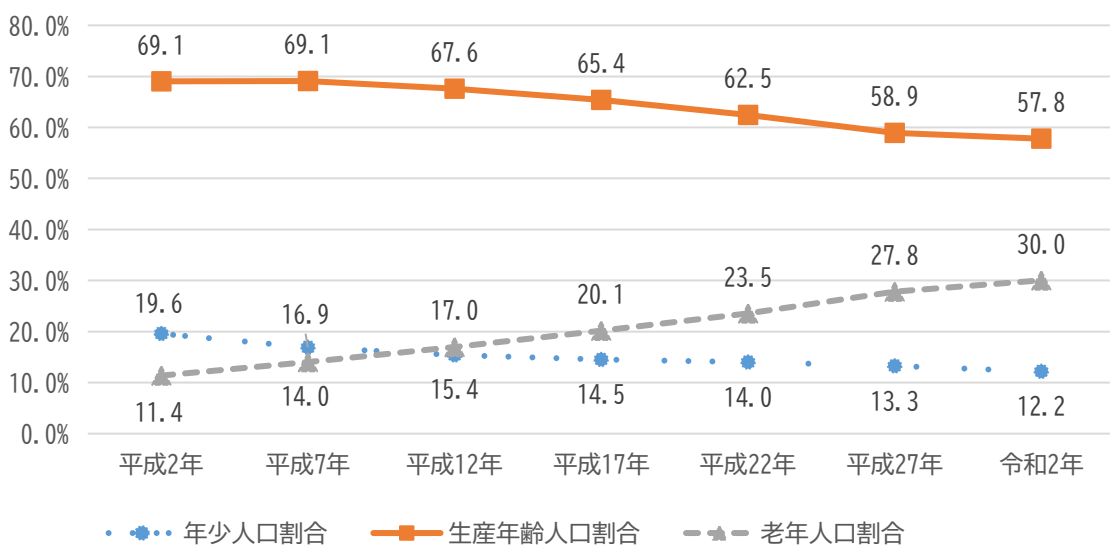
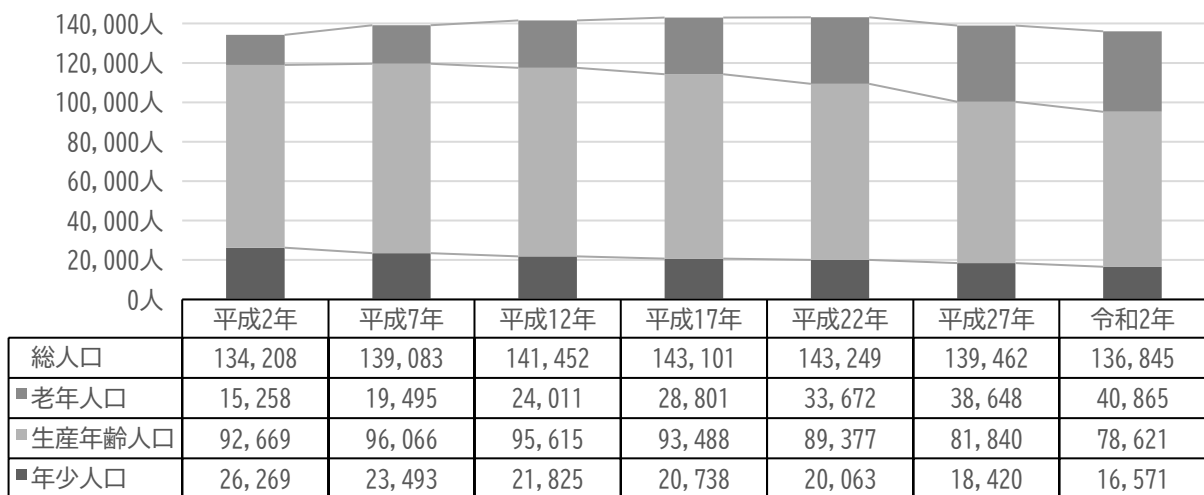
### 1 焼津市の概況

#### ① 国勢調査に基づく人口

焼津市の人口は、令和2年の国勢調査では136,845人となっています。年齢区分別では、15～64歳の生産年齢人口が多いものの、その比率は低下しており、平成7年に69.1%だった構成比は令和2年では57.8%に低下しています。

その一方で、65歳以上の老年人口は毎年上昇を続け、令和2年には40,865人となり、構成比は30.0%に上っています。

#### 【人口・人口構成の推移】



出典：総務省統計局「国勢調査」（各年10月1日現在）

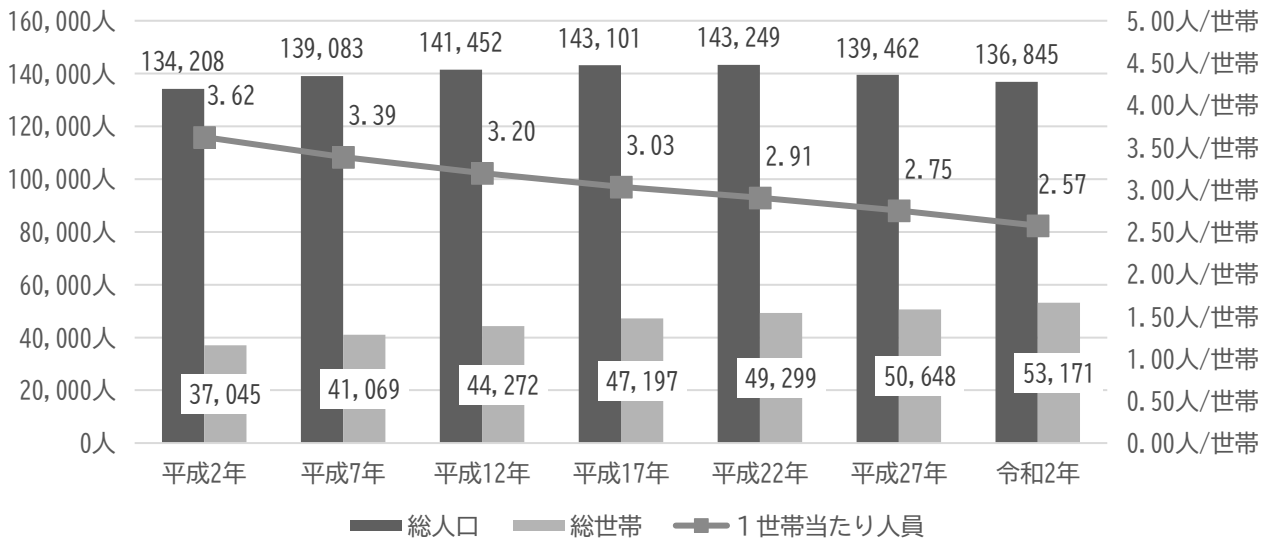
※割合は、総人口から年齢不詳を除いて算出

## ② 国勢調査に基づく世帯数・世帯構成

世帯数は、増加傾向で推移している一方、1世帯あたりの人員は減少しており、令和2年は2.57人となり、2人台で緩やかに減少しています。

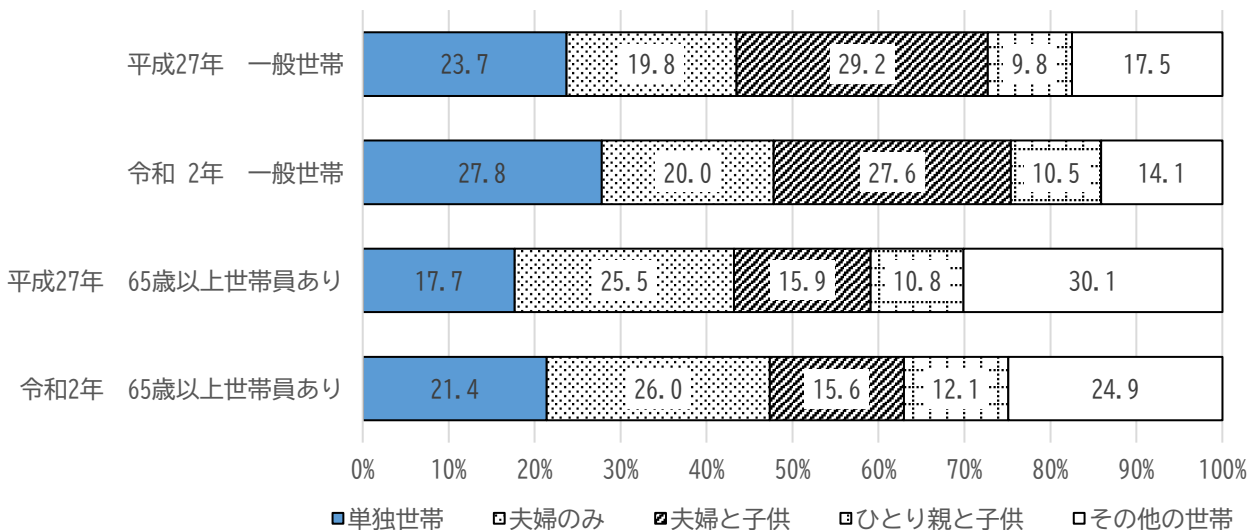
世帯構成は、平成27年と比べて単独世帯の割合が増加しており、65歳以上の高齢者のいる世帯でも、単独世帯や夫婦のみ世帯の割合が上昇しています。

【人口・1世帯あたり人員の推移】



出典：総務省統計局「国勢調査」（各年10月1日現在）

【世帯類型別構成割合の推移】



出典：総務省統計局「国勢調査」（各年10月1日現在）

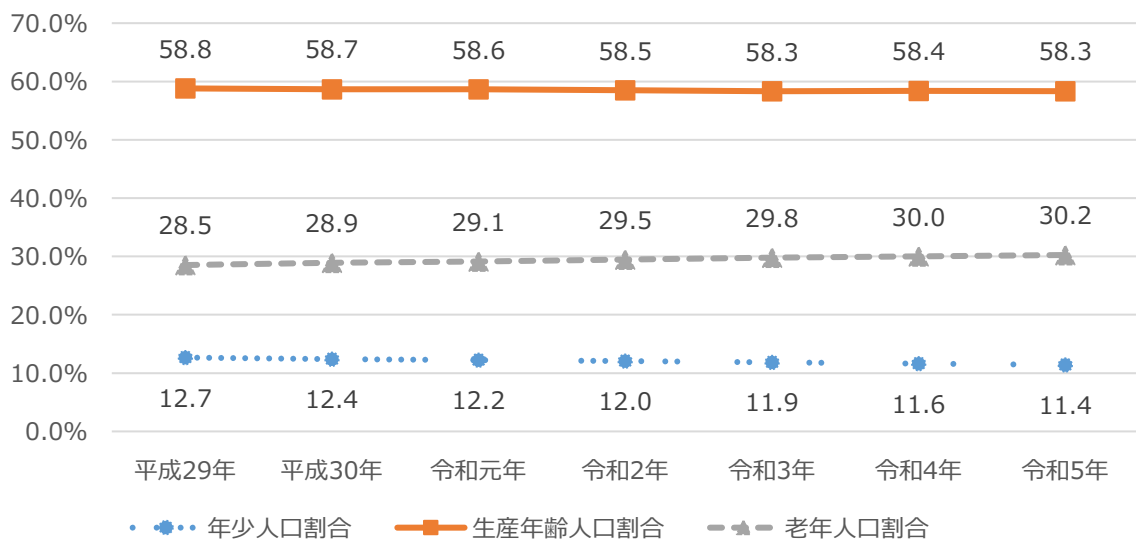
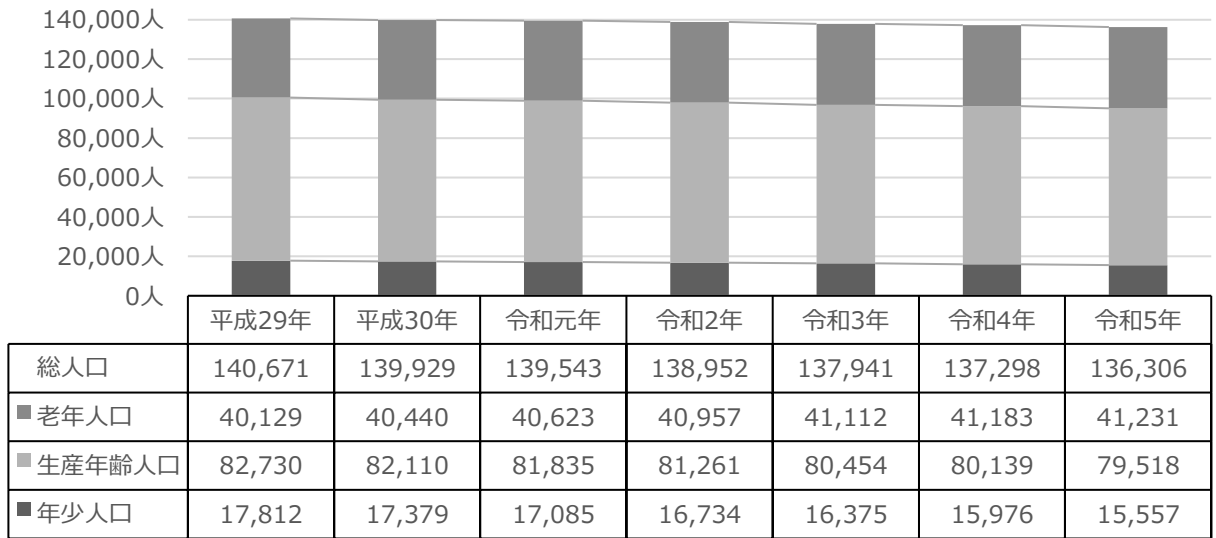


### ③ 住民基本台帳人口

住民基本台帳人口は、令和5年9月末現在136,306人となっており、減少傾向です。年齢区分別では、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口の減少が続いている一方、65歳以上の老年人口は増加が続いています。

年少人口割合と生産年齢人口割合は、概ね低下傾向の一方、老年人口割合は令和5年9月末現在30.2%と上昇傾向です。

#### 【人口の推移】

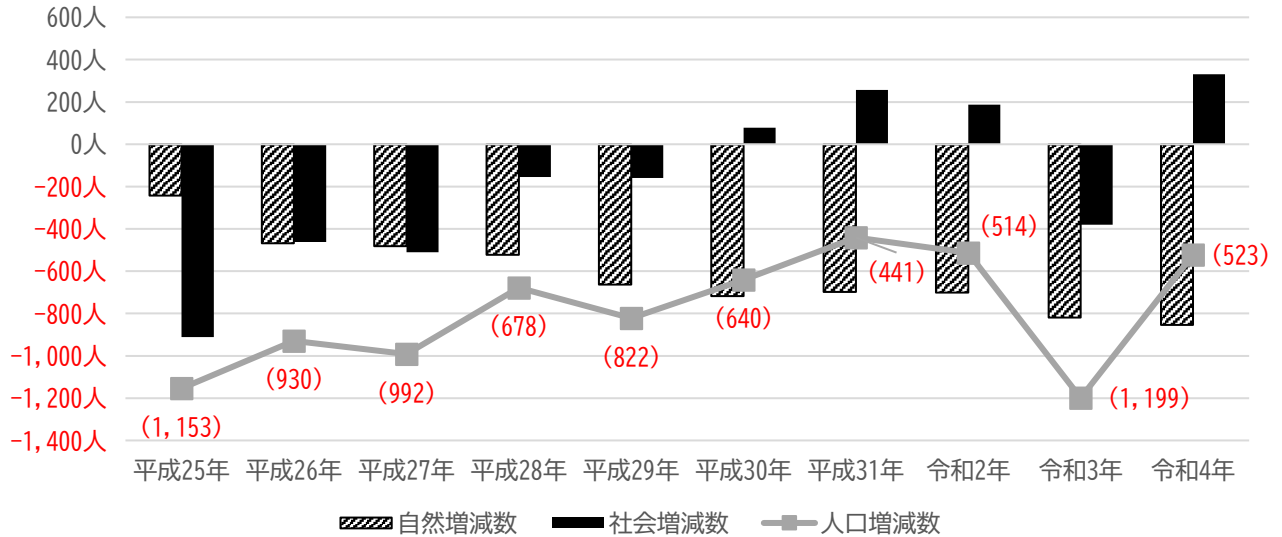


出典：住民基本台帳人口（各年9月末日現在）

#### ④ 人口減少の状況

人口動態は、出生より死亡が多い「自然減」が続いている一方、平成30年以降、転出より転入が多い「社会増」の年が多くなっています。ただ、「社会増」よりも「自然減」の人数が多いため、人口増減数はいずれの年もマイナスの状況です。

【人口動態】

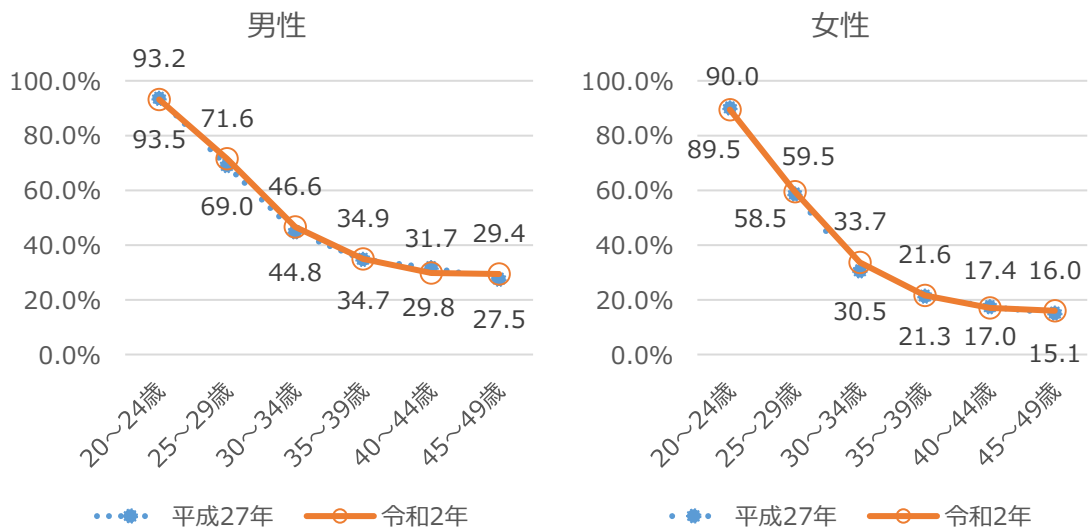


出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

#### ⑤ 未婚率

未婚率は、男女ともに「25～29歳」と「30～34歳」で特に上昇しています。

【男女5歳階級別未婚率】



出典：総務省統計局「国勢調査」（各年10月1日現在）

※未婚率は5歳階級別人口に占める割合（配偶関係「不詳」を除く）

## ⑥ 就業状況

労働力人口は、令和2年度時点で男性39,828人、女性32,645人で、労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口）は男性68.7%、女性53.1%となっています。

労働力率は、平成27年と比べて男性が2.6%低下した一方、女性は1.0%増加しており、女性は就業者数のうち「家事のほか仕事」が減少し、「主に仕事」が増加しています。

## 【労働力状態の推移】

男性			女性		
	平成27年	令和2年		平成27年	令和2年
15歳以上人口	58,255	58,008	15歳以上人口	62,233	61,478
労働力人口	41,540	39,828	労働力人口	32,450	32,645
就業者数 総数	39,639	38,134	就業者数 総数	31,499	31,692
主に仕事	38,105	36,365	主に仕事	21,607	23,144
家事のほか仕事	768	767	家事のほか仕事	9,079	7,498
通学のかたわら仕事	255	290	通学のかたわら仕事	281	334
休業者	511	712	休業者	532	716
完全失業者	1,901	1,694	完全失業者	951	953
非労働力人口	15,966	15,532	非労働力人口	29,169	26,801
労働力率	71.3%	68.7%	労働力率	52.1%	53.1%

出典：総務省統計局「国勢調査」（各年10月1日現在）

## ⑦ 生活保護の状況

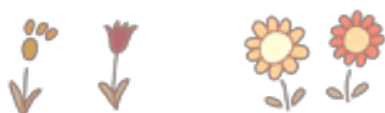
市の被保護世帯及び被保護者数は年々増加しており、令和4年度の被保護世帯は662世帯、被保護者数は845人、人口百人当たり保護率は0.62%となっています。

保護率は、伸び率は高いものの、令和元年度の静岡県平均0.85（静岡県「生活保護の統計」）と比較すると、低い水準となっています。

## 【生活保護の推移】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
被保護世帯（世帯）	536	550	570	606	633	662
被保護者数（人）	717	718	738	778	806	845
人口百人当たり保護率（%）	0.52	0.52	0.54	0.57	0.59	0.62

（年平均・市地域福祉課）



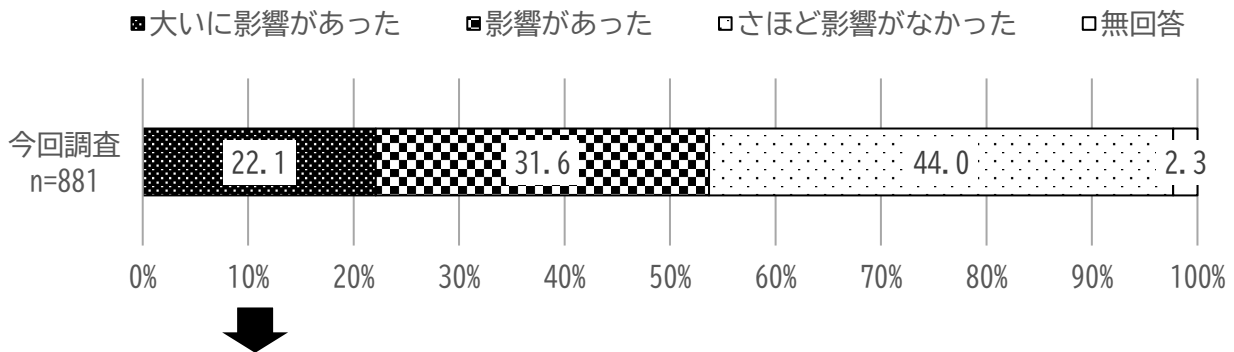
## 2 本計画に係るアンケート調査結果の概要

### ① こころの健康と生きるための支援に関する焼津市民意識調査結果

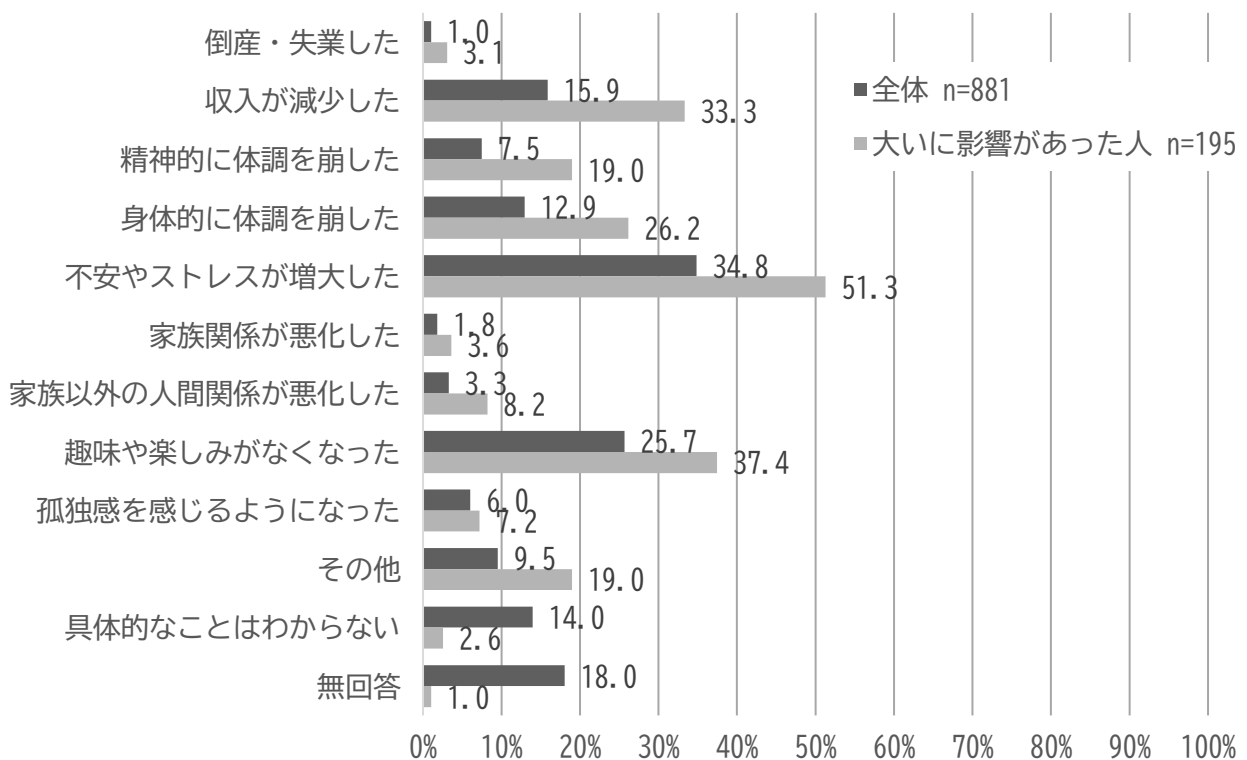
この調査は、無作為抽出した焼津市民2,000人を対象に、令和5年8月にアンケート用紙を配布して実施し、881人から回答を得ました。焼津市民のこころの健康に関する市民の現状や考えなどを把握し、こころの健康と生きるための支援を推進するための基礎資料としています（以下、「アンケート調査」とします）。

#### ● 新型コロナウイルス感染症の生活への影響（〇は1つ）

「大いに影響があった」が22.1%、「影響があった」が31.6%で、合わせて市民の約半数（53.7%）となっており、具体的な影響は、「大いに影響があった」という人については、「不安やストレスが増大した」、「趣味や楽しみがなくなった」、「収入が減少した」との影響が上位3つにあがっています。



#### ● 具体的な影響（〇はいくつでも）



● 悩みや苦勞、ストレス、不満を感じること（〇はいくつでも）

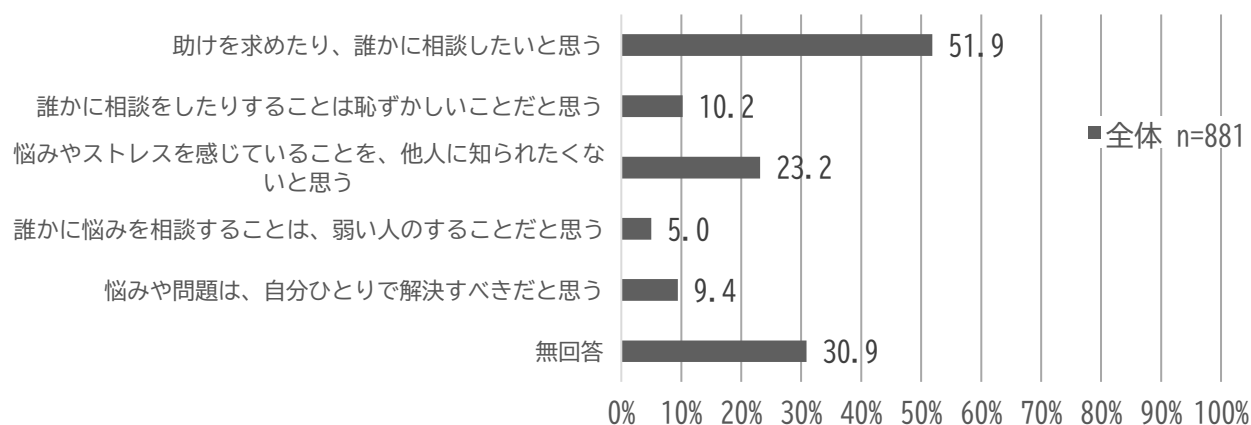
年代別に見ると、20歳代は「経済的な問題（倒産、事業不振、借金、失業、生活困窮等）」、30歳代から50歳代は「家庭の問題（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等）」、60歳代以降は「病気など健康の問題（自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩み等）」がそれぞれ最も多くなっています。

	n=	家庭の問題（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等）	病気など健康の問題（自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩み等）	金、失業、生活困窮等	経済的な問題（倒産、事業不振、借金、失業、生活困窮等）	職場の人間関係、長時間労働等	勤務関係の問題（転勤、仕事の不振、	恋愛関係の問題（失恋、結婚を巡る悩み等）	師との人間関係等	学校の問題（いじめ、学業不振、教師との人間関係等）	その他	無回答
全体	881	32.7%	44.0%	26.6%	19.5%	4.8%	2.5%	5.6%	34.4%			
10歳代	7	0.0%	28.6%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	71.4%			
20歳代	47	27.7%	29.8%	31.9%	27.7%	17.0%	4.3%	2.1%	31.9%			
30歳代	73	47.9%	42.5%	39.7%	42.5%	17.8%	4.1%	12.3%	26.0%			
40歳代	106	46.2%	41.5%	42.5%	38.7%	7.5%	9.4%	3.8%	17.0%			
50歳代	133	50.4%	48.9%	38.3%	37.6%	7.5%	3.8%	9.0%	23.3%			
60歳代	164	32.3%	44.5%	26.2%	16.5%	1.2%	1.2%	3.7%	38.4%			
70歳代	217	21.2%	48.4%	16.6%	4.1%	0.5%	0.0%	5.1%	39.6%			
80歳以上	121	19.8%	43.8%	10.7%	0.8%	0.0%	0.0%	5.0%	44.6%			

※網掛けは、各属性で最も回答率が高いもの（以降の表も同様）

● 悩みやストレスを感じたときの対応（〇はいくつでも）

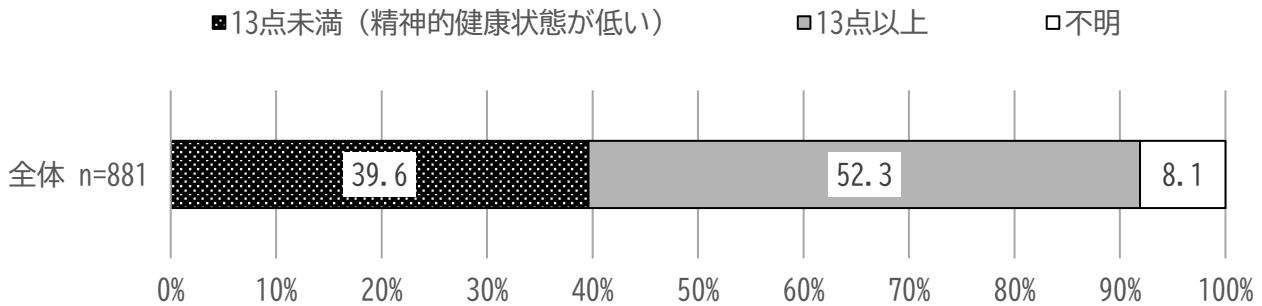
「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」が51.9%と最も多い一方、「悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う」が23.2%、「誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う」が10.2%程度いる状況です。



● WHO-5※による精神的健康状態の測定

精神的健康状態表に基づき、健康状態を判定した結果、「13点未満（精神的健康状態が低い）」に該当した市民は39.6%となっています。

同割合は、年代では30歳代や50歳代などで比較的高く、家計に“全く余裕がない”という人では56.1%と比較的高くなっています。また、町内や近所の人との交流機会が少ない人ほど、同割合が高い結果となっています。



		n=	13点未満 (精神的健康状態が低い)	13点以上	無回答
全体		881	39.6%	52.3%	8.1%
年齢	10歳代	7	28.6%	71.4%	0.0%
	20歳代	47	27.7%	72.3%	0.0%
	30歳代	73	48.0%	47.9%	4.1%
	40歳代	106	42.5%	53.7%	3.8%
	50歳代	133	48.9%	45.1%	6.0%
	60歳代	164	42.7%	54.3%	3.0%
	70歳代	217	36.4%	52.5%	11.1%
	80歳以上	121	30.6%	47.1%	22.3%
家庭の家計の余裕	全く余裕がない	148	56.1%	32.4%	11.5%
	あまり余裕がない	281	43.8%	48.4%	7.8%
町内や近所の人との交流機会	よくある	162	24.7%	66.0%	9.3%
	ときどきある	393	37.7%	53.9%	8.4%
	あまりない	171	46.8%	45.6%	7.6%
	ほとんどない	144	54.9%	38.2%	6.9%

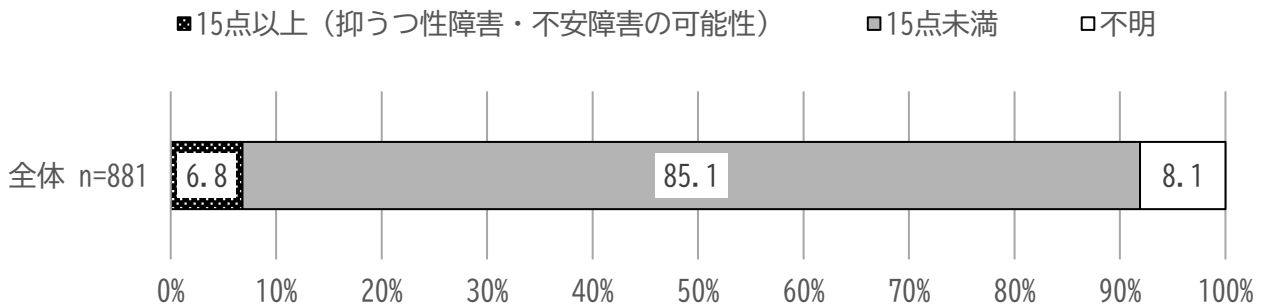
※WHOが推奨する、5つの項目について「最近2週間のあなたの状態に最も近いもの」を選択した結果を点数化し、精神的健康状態を測定するもの

【精神的健康状態表】

	いつも	ほとんど	の半分以上	の半分以下	たまに	全くない
a 明るく楽しい気分でも過ごした	5点	4点	3点	2点	1点	0点
b 落ち着いたリラックスした気分でも過ごした	5点	4点	3点	2点	1点	0点
c 意欲的で活動的に過ごした	5点	4点	3点	2点	1点	0点
d ぐっすりと休め、気持ちよく目覚めた	5点	4点	3点	2点	1点	0点
e 日常生活の中に興味のあることがたくさんあった	5点	4点	3点	2点	1点	0点

● K6※によるうつ病や不安障害などの精神疾患のスクリーニング

心理的ストレス反応の自己記入式尺度に基づき、精神疾患のスクリーニングを行った結果、「15点以上（抑うつ性障害・不安障害の可能性）」に該当した市民は6.8%となっています。



※米国の Kessler らが開発した、6項目からなる心理的ストレス反応の自己記入式尺度

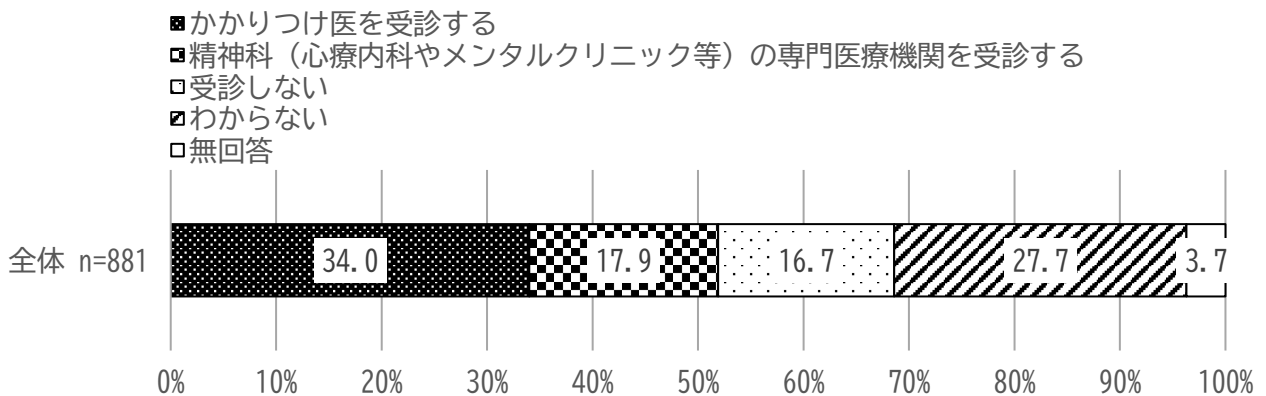
【K6※】

	全くない	あ る 少 し だ け	時 々 あ る	よ く あ る	る い つ も あ
a ちょっとしたことでイライラしたり、不安に感じることがある	0点	1点	2点	3点	4点
b 絶望的だと感じることがある	0点	1点	2点	3点	4点
c そわそわ落ち着かなく感じることがある	0点	1点	2点	3点	4点
d 気分が沈み、気が晴れないように感じることがある	0点	1点	2点	3点	4点
e 何をするにも面倒だと感じることがある	0点	1点	2点	3点	4点
f 自分は価値のない人間だと感じることがある	0点	1点	2点	3点	4点

※K6日本語版について若干表現を平易に変更

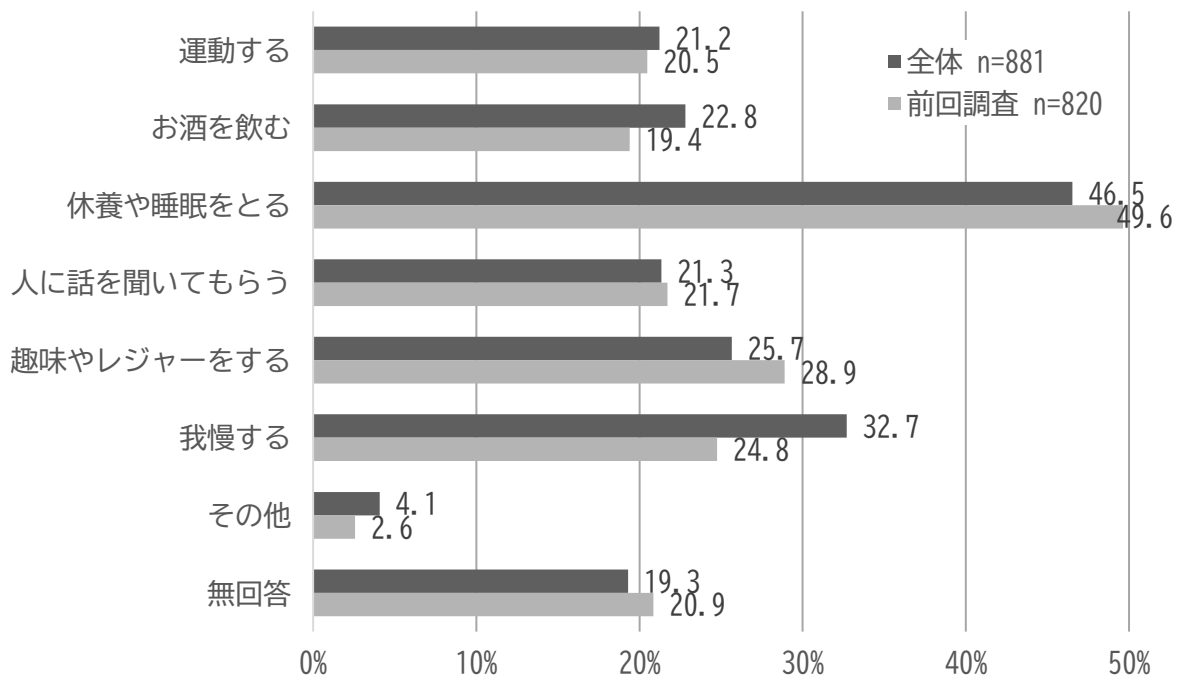
● 「うつ病のサイン」が2週間以上続く場合、医療機関を受診しますか（○は1つ）

「かかりつけ医を受診する」が34.0%、「精神科（心療内科やメンタルクリニック等）の専門医療機関を受診する」が17.9%となっています。



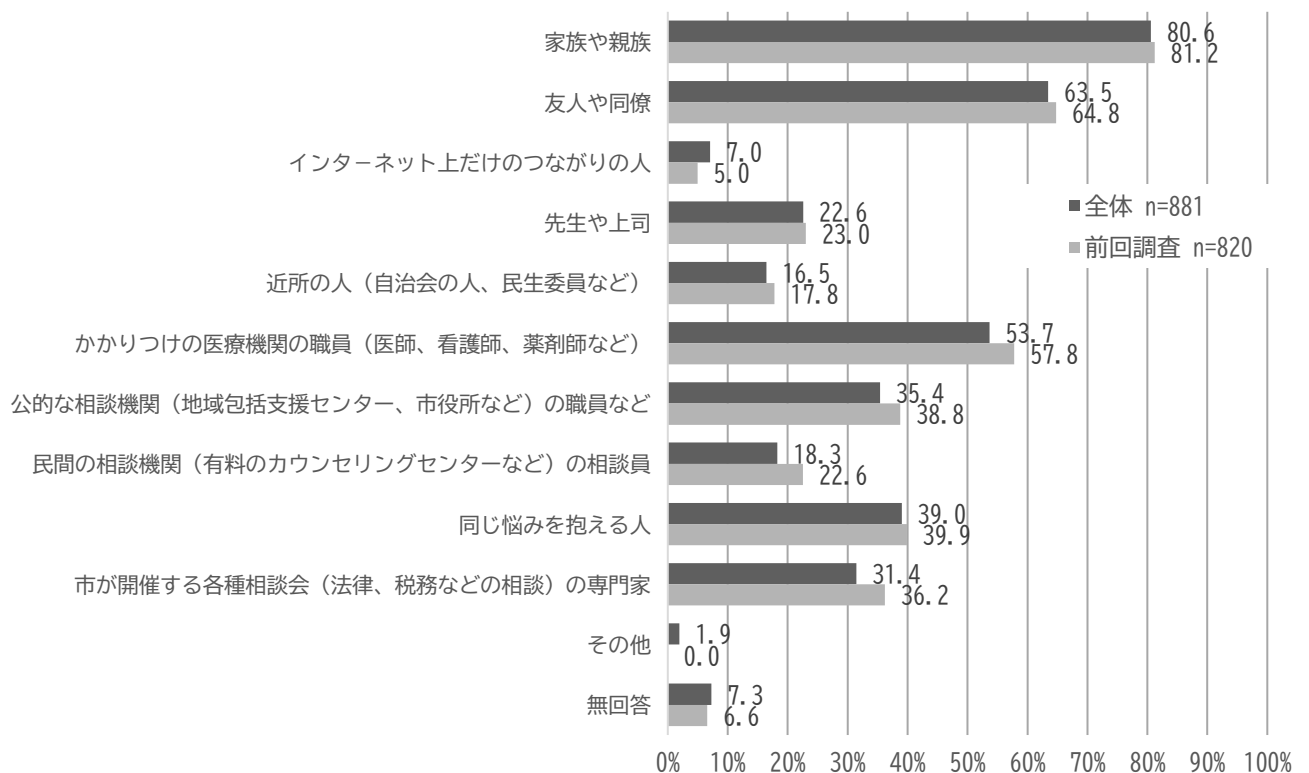
● 不満、悩み、苦労、ストレスの解消法 (〇はいくつでも)

「休養や睡眠をとる」が46.5%と最も多く、次いで「我慢する」が32.7%と続いており、前回調査と比べて「我慢する」との回答が増加しています。



● 悩みやストレスの相談先 (〇はいくつでも)

「家族や親族」が80.6%と最も多く、次いで「友人や同僚」が63.5%、「かかりつけの医療機関の職員 (医師、看護師、薬剤師など)」が53.7%と続いています。

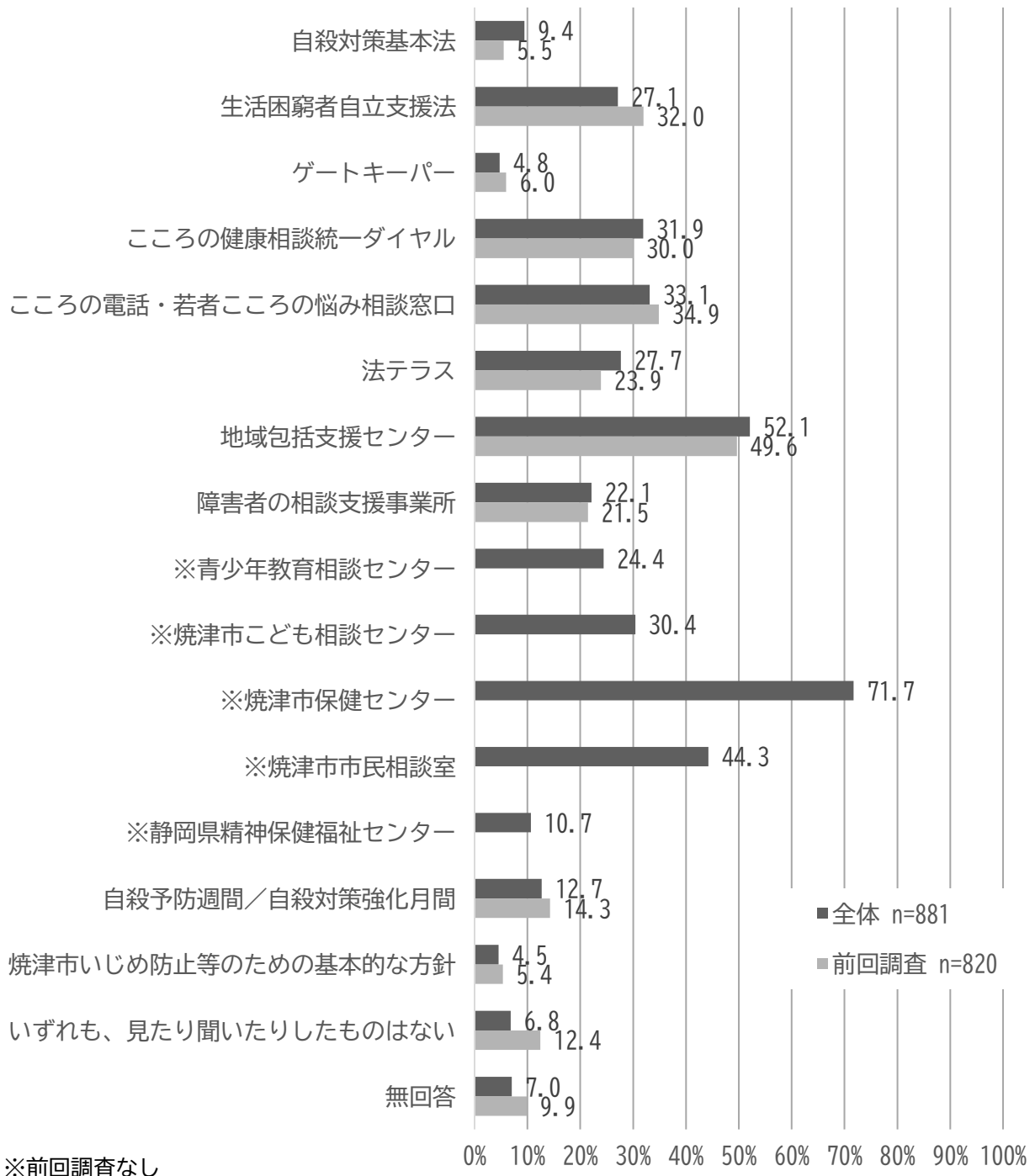




● 次の法律や言葉、窓口等を知っていますか（〇はいくつでも）

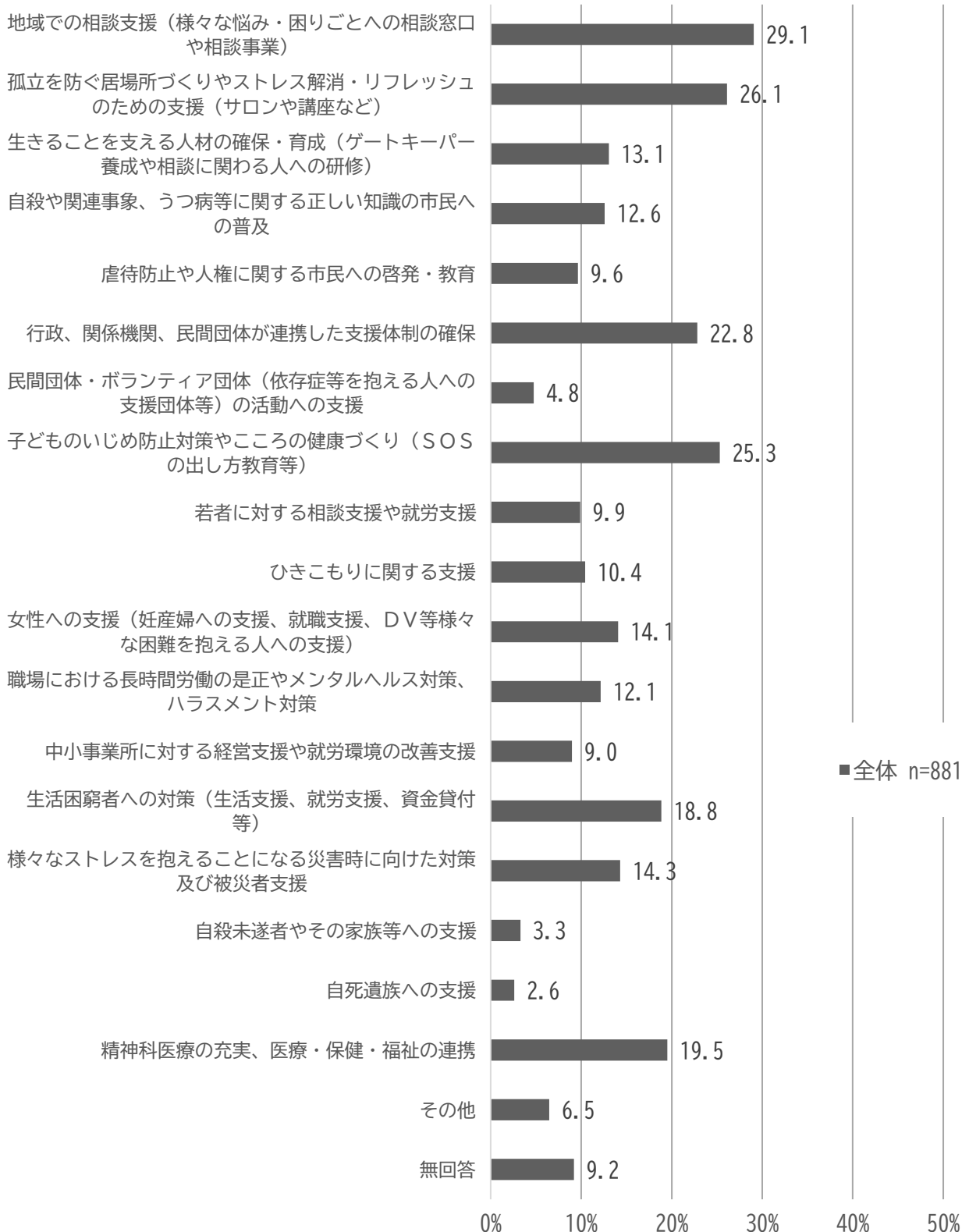
「焼津市保健センター」が 71.7%と最も多く、次いで「地域包括支援センター」が 52.1%、「焼津市市民相談室」が 44.3%、「こころの電話・若者こころの悩み相談窓口」が 33.1%と続いています。

「ゲートキーパー」は 4.8%、「焼津市いじめ防止等のための基本的な方針」は 4.5%と、認知度は5%未満という状況です。



● 生きることを支えるための支援として特に重要だと思う対策（〇はいくつでも）

「地域での相談支援（様々な悩み・困りごとへの相談窓口や相談事業）」、「孤立を防ぐ居場所づくりやストレス解消・リフレッシュのための支援（サロンや講座など）」、「子どものいじめ防止対策やこころの健康づくり（SOSの出し方教育等）」が上位3つとなっています。



### 3 関係団体等調査の概要

---

本計画を策定するにあたり、焼津市における現状の課題を把握することを目的として、関係団体等へのアンケート調査を実施しました。調査結果は、本計画の基本施策の検討等に活用しています。

◇調査時期：令和5年11月

◇調査の対象事業者及び調査方法：

関係事業者・団体を対象に、郵送又はEメールにより調査票の配布・回収を実施しました。

#### 【対象団体等】

- 静岡県中部健康福祉センター
- 医療法人社団高草会 焼津病院
- 志太広域事務組合志太消防本部
- 焼津公共職業安定所
- 焼津市社会福祉協議会
- 地域活動支援センター大井川心愛
- 焼津市民生委員児童委員協議会
- 焼津断酒会
- 特定非営利活動法人精神保健福祉焼津心愛会

## 4 第1期計画の進捗・達成状況の評価

平成31年3月に策定した第1期計画「生きるを支える やいづきずなプラン」（平成31年度～令和5年度）について、生きることを支える新規・重点施策の進捗・達成状況を評価すると、次のとおりです。

● 第1期計画の基本施策別 重点施策の実績及び評価

第1期計画〈令和元～5年度〉				実績及び評価
基本施策	重点施策	指標	令和元～5年度 目標値	
1 相談支援体制の充実	各種相談機関等との連携による相談事業の実施	各種相談機関等との連携による相談事業の実施回数	年1回以上開催	年1回開催
	庁内相談窓口の充実・相談場所の周知	生きる支援総合窓口の相談者数	延300人以上	包括支援センター相談受付数 ○○人 障害者相談支援事業所相談受付数 ○○人
		こころの悩みや病気に関する相談窓口情報の広報対象者数	延10,000人以上	全戸配布の広報やいづに掲載し、周知を図りました。 (配布世帯数) ○○人 市民意識調査に基づく相談窓口の認知度は、保健センター71.7%、地域包括支援センター52.1%、市民相談室44.3%、子ども相談センター30.4%などとなっており、さらなる周知が必要です。
	アルコール依存症等に関する相談事業の実施	アルコール依存症等に関する相談会の開催数	延60回以上開催	月1回、断酒会による酒害相談を実施しました。
2 人材の確保及び育成	ゲートキーパー養成研修の拡大	市民受講者数	延1,750人以上	コロナ禍で年度によって受講者数には増減が見られます。 【受講者数/年度】 R1:294人、R2:8人、R3:103人、R4:120人
		職員受講者数	延250人以上	【受講者数/年度】 R2:47人、R3:20人、R4:23人

第1期計画〈令和元～5年度〉				実績及び評価
基本施策	重点施策	指標	令和元～5年度 目標値	
3 市民への啓発と周知	関連事象等に関する正しい知識の普及啓発	正しい知識の普及啓発者数	延 10,000 人以上	広報やいづに掲載し、普及啓発を図りました。
		「ゲートキーパー」ということばを聞いたことがある人の割合	30%以上	市民意識調査に基づく認知度は 4.8%で、前回調査（6.0%）から上昇は見られず、広報等を通じた周知や養成講習の拡大等を図る必要があります。
4 地域の多様な関係機関のネットワーク強化	関係機関等とのネットワークの構築・連携強化	生きるを支えるやいづきずなプランネットワーク会議の開催回数	年 1 回以上開催	年 1 回開催し、関係機関等で現状・課題の共有と連携強化に努めました。
		生きるを支えるやいづきずなプラン対策推進本部の会議開催数	年 1 回以上開催	年 1 回開催し、庁内関係課等で現状・課題の共有と連携強化に努めました。
5 子ども・若者の対策のさらなる推進	予防・啓発活動やSOSの出し方に関する教育の推進	市内小中学校において児童・生徒と個別面談を実施した学校数の割合	市内全小中学校 100%	
6 働く環境の整備・推進	精神疾患の早期発見	ストレスチェック実施率	法定事業所では 100%実施	
7 生活困窮者への支援の推進	生活困窮者等に対する相談窓口の充実	生活困窮者自立支援事業の相談件数	新規 600 人以上	

## 5 現状からみた課題及び今後の方向性

自ら命を絶った方に係るデータ、アンケート調査から見られる市民の状況とともに、国の総合対策大綱の基本認識を踏まえつつ、今後の課題や強化すべき取組は次のとおりです。

### 【予防】

#### ① 相談窓口機能の充実について

生きる上での困難や生きづらさに対して、既存の公的制度の対象となりにくいケースや個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えているケースが増えています。

アンケート調査によると、生きることを支えるための支援として特に重要だと思うことについて、「地域での相談支援（様々な悩み・困りごとへの相談窓口や相談事業）」が最も高い回答率となっています。また、悩みやストレスについて相談したい方法は、前回調査（平成30年）と比べて、メールやSNSなどインターネットを使った方法の回答率が上昇しています。

今後は、複雑化・複合化する市民の生活課題に対して、多機関が連携し包括的に対応する相談支援体制の充実とともに、相談方法の多様化が求められています。

#### ② 市民への普及啓発について

本市では、自殺予防週間（9月10～16日）、自殺対策強化月間（3月）等において様々な方法で、自ら命を絶つことの予防やこころの健康づくりに関する啓発活動を実施しています。

アンケート調査によると、生きることを支える様々な法律や言葉、窓口等について、認知度が向上しているものがある一方、向上していないものも一部見られることから、メンタルヘルスへの理解促進を含め、今後も利用できる制度や窓口等のより一層の普及啓発を実施する必要があります。

#### ③ 健康問題について

本市では、健康づくり課をはじめ様々な課において、市民の健康の維持・増進に関する事業を実施しています。

その一方で、過去10年における自ら命を絶つ原因・動機は、「不詳」を除くと「健康問題」が最も多くなっています。

アンケート調査によると、「病気など健康の問題」は市民の4割以上が抱えており、最も悩みや苦勞、ストレス等を感じる事となっており、今後もこころと身体の健康を総合的に支援できる体制の整備に努め、取組を強化する必要があります。

#### ④ 孤独・孤立への対策について

本市では、65歳以上の高齢者のいる世帯をはじめ、単独世帯や夫婦のみ世帯が増加しています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を経て、外出機会の減少や在宅勤務の増加など、人との接触機会が減ったり、人との関わりに変化が生じたりするような環境変化が

起きています。そして、アンケート調査によると、生きることを支えるための支援として特に重要だと思うことについて、「孤立を防ぐ居場所づくりやストレス解消・リフレッシュのための支援（サロンや講座など）」が上位にあがっています。

今後も、**認知症カフェ**をはじめとして、社会的に孤立し、不安を感じている市民に対して、寄り添い、つながりを持てるような支援の取組を推進する必要があります。

### ⑤ 子ども・若者への取組について

本市では、若年層へいじめの未然防止やこころの健康、ストレス解消の対処法に係る取組を、学校等を通じて実施している一方、過去10年において上の年齢層に比べれば少ないものの、男女ともに自ら命を絶った20歳未満の市民がいます。

アンケート調査によると、生きることを支えるための支援として特に重要だと思うことについて、「子どものいじめ防止対策やこころの健康づくり（SOSの出し方教育等）」が上位にあがっています。

今後も、長期休業の前後における対策やSOSの出し方に関する教育、SNSを活用した支援等、子ども・若者の特性に応じた生きることを支える教育や支援を実施する必要があります。

### ⑥ 中高年層の男女への取組について

本市では、過去10年、自ら命を絶った市民のうち約8割が男性です。また、男女ともに50～69歳の年齢層が全体の4割近くを占め、女性では60～79歳が半数近くを占めています。

今後も、職場におけるメンタルヘルス対策の促進とともに、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性など、孤立のリスクを抱える市民への支援のほか、特に高齢者には、閉じこもりやうつ状態を予防する介護予防の取組とともに、家族介護者への支援の充実が求められます。

### ⑦ 人材育成について

生きることを支えるための正しい知識の普及啓発とともに、自ら命を絶つ危険性が高い人の早期発見、見守りへの対応を図るためには、その危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて関係機関につなぎ、見守るゲートキーパーの役割を担う人材の養成が必要です。

本市ではこれまでも、ゲートキーパー養成研修を開催してきましたが、アンケート調査によると、ゲートキーパーを知っている市民は5%に満たない状況です。

今後も、様々な分野・対象に向けてゲートキーパー養成研修を開催する**など、多くの市民がメンタルヘルスについて認識・理解し、**周りの人の異変に気づいたときに適切に行動ができるよう人材育成を進める必要があります。

## 【危機対応】

### ⑧ うつ病・依存症について

自ら命を絶つ行為は、多様かつ複合的な原因により心理的に追い詰められた結果、抑

うつ状態にあったり、うつ病や依存症等の何らかの精神疾患を発症しているケースが多いことが明らかになっています。

アンケート調査で、「うつ病のサイン」が2週間以上続く場合に医療機関を受診するかどうかを聞いたところ、「受診する」という回答が約半数を占めた一方、「受診しない」「わからない」という回答も4割以上となっています。

今後も、うつ病の懸念がある市民を把握する取組を推進するとともに、抑うつ状態やうつ病等の精神疾患、メンタルヘルスに関する正しい知識の普及・啓発を通じて、必要な人への早期休息・早期相談・早期受診を促していく必要があります。

### ⑨ 未遂者への支援について

再び自ら命を絶つリスクが高いと判断された人へ、精神科受診に円滑につながるため、精神科医療機関等と地域の連携が求められるほか、関係機関が連携・情報共有し、生活困窮者自立支援制度をはじめ、必要な支援を包括的に提供することが必要です。

## 【遺族支援】

### ⑩ 遺族等への対応について

大切な人を亡くし、悲しみ・苦しみを抱えている親族等に、迅速な支援を行うとともに、県が行っている自死遺族相談等の必要かつ適切な情報を提供し、支援窓口へ丁寧につなぐなど、支援体制の充実を図る必要があります。

また、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況とならないよう、自ら命を絶つことへの間違った認識や精神疾患・精神科医療に対する偏見を払拭し、正しい理解を促進する普及・啓発が求められます。

## 【連携・ネットワークづくり】

### ⑪ 庁内及び地域連携の強化とネットワークづくりについて

本市では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人クラブなどの協力のもと、一人暮らし高齢者等への地域での見守り活動が行われています。

その一方で、単独世帯の増加に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により地域とのつながりが希薄な世帯が増える傾向を踏まえつつ、今後も民間団体・事業者を含め様々な主体が連携・協力し、世帯の孤立化を防ぐための見守り活動等を推進する必要があります。

また、市役所内の関係課による連携体制を強化するほか、多様な関係機関や民間団体・事業者等とのネットワーク化を推進するとともに、各種相談支援機関が集まり、複雑化する相談支援の状況について情報交換・共有を行う地域プラットフォームづくりが課題です。



## 第3章 計画の基本方針

### 1 計画の基本理念

本計画は、総合計画の基本理念等を踏まえつつ、第2期も『市民一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切にし、心身ともに健やかで、いきいきと笑顔で暮らせるまち』を基本理念として踏襲し、市民の生きることを支えるための対策を推進します。

また、各施策の展開にあたっては、市民、地域、関係機関、民間団体、企業、学校、行政等が連携・協働し、地域全体で対策に取り組めます。

【基本理念】

市民一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切にし、  
心身ともに健やかで、いきいきと笑顔で暮らせるまち

【参考：第6次焼津市総合計画】

《将来都市像》

やさしさ 愛しさ いいもの いっぱい 世界へ広げる 水産文化都市 YAIZU

《基本理念》

地域資源や特性を “い か す”

みんなに、地球に “やさしい”

市民の力を “はぐくむ”

人と未来に “つなげる”

《4つの政策》

- ・子どもがいきいきと輝きみんな教育・子育てを支えるまちづくり
- ・共に支え合い健やかに暮らせるまちづくり
- ・産業の発展と交流でにぎわうまちづくり
- ・暮らしやすく安全で安心なまちづくり



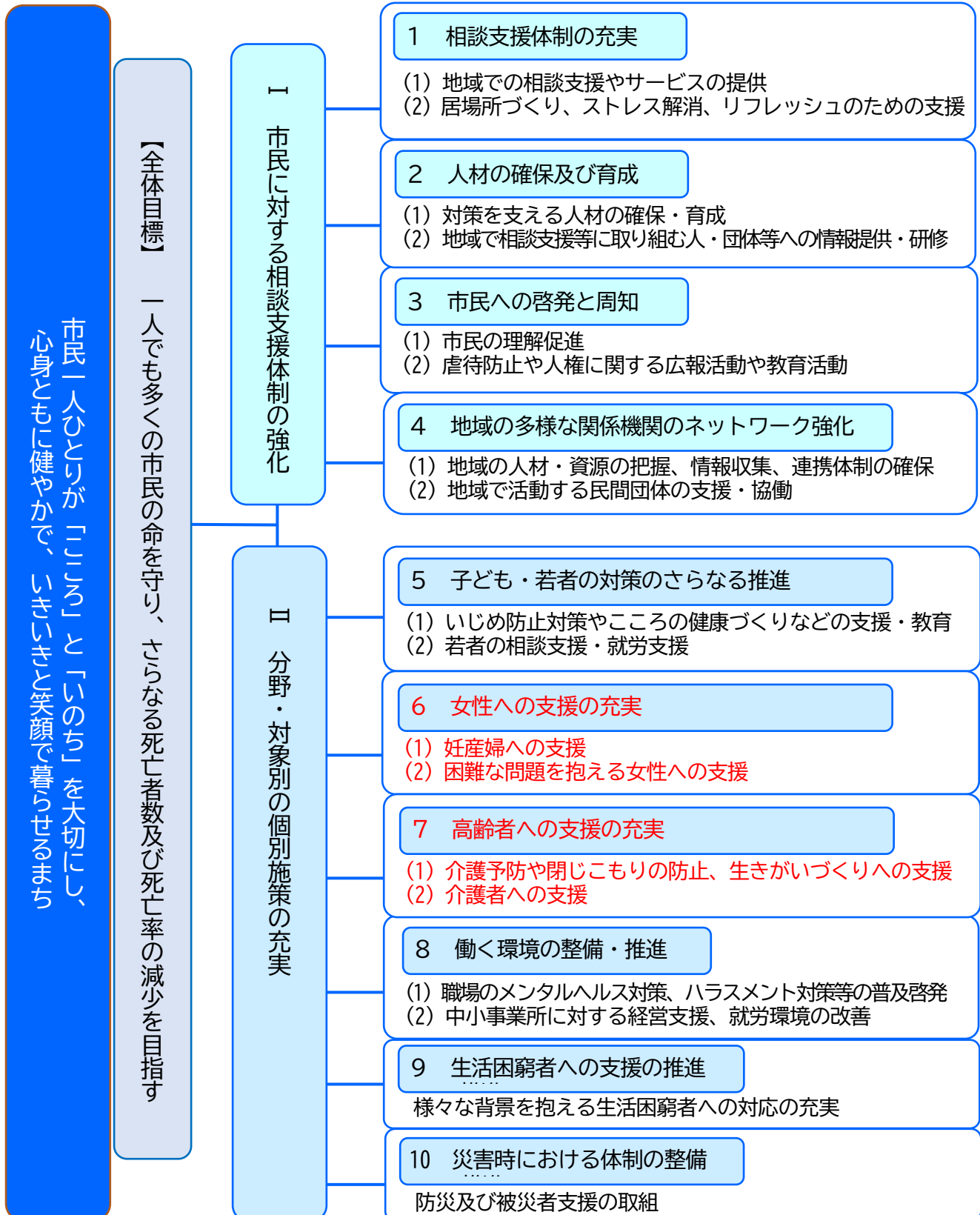
## 2 施策の体系

基本理念及び全体目標に基づき、国の「総合対策大綱」における重点目標や、全国的に実施することが望ましいとされている基本項目、重点施策等を踏まえて、焼津市の生きることを支える対策の基本施策を示します。

《基本理念》

《基本方針》

《基本施策と主な取組内容※赤字は第2期で新規追加》



## 第4章 基本施策

### I 市民に対する相談支援体制の強化

#### 基本施策1 相談支援体制の充実

##### 施策の必要性

○ 令和5年度市民意識調査では、生きることを支えるための支援として特に重要だと思う対策として、「地域での相談支援」との回答が最も多く、市民が相談支援を重視する傾向は前回の平成30年度調査から変化はありません。一方、悩みやストレスを感じたときの対応として、「悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う」、「誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う」という市民も少なくはない状況です。

また、「孤立を防ぐ居場所づくりやストレス解消・リフレッシュのための支援」も特に重要だと思う上位となっており、市民は相談支援や孤立防止を特に重視している結果となっています。

- 関係団体等調査からの主な課題・提案等
  - 市役所内でワンストップサービスの構築が必要と思われる。
  - 最初の相談で解決策がない場合、当事者が納得する解決まで繋がってほしい。たらい回しにならないようにしてほしい。
  - 苦しい時に昼夜関係なく相談できるシステムがあると良い。
  - 本人が相談する、相談に行くことが困難なことも考えられるため、訪問による対応は重要。生活課題がある場合、それに対応した相談機関が関わることも重要だが、メンタルヘルスの課題がある場合は専門職が同行する等の体制があってもいい。
  - 「焼津市なんでも相談会」は良い事業であり、タイムリーな開催を続けてほしい。
  - 精神障害者については、家族の関係性の複雑化などから、医療中断し入退院を繰り返す方も散見され、より一層関係機関との連携を強化する必要がある。

##### 施策の方向

生きることへの支援にあたり、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組が重要となります。

子ども・子育て、高齢者福祉・介護、障害者福祉、生活困窮者支援、女性支援など、様々な分野の専門相談機関が地域で支援を行っており、それぞれの相談窓口等の市民への周知を図ります。

また、専門相談機関相互や関係機関の連携を強化し、複雑・多岐にわたる問題や課題に適切に対応できるようにするとともに、必要に応じて確実に精神科医療等適切な支援につなぐ取組を推進します。

さらに、孤立を防ぐための居場所づくりやストレス解消、リフレッシュの機会を提供し、地域全体のリスクの低下を図ります。

**重点施策**

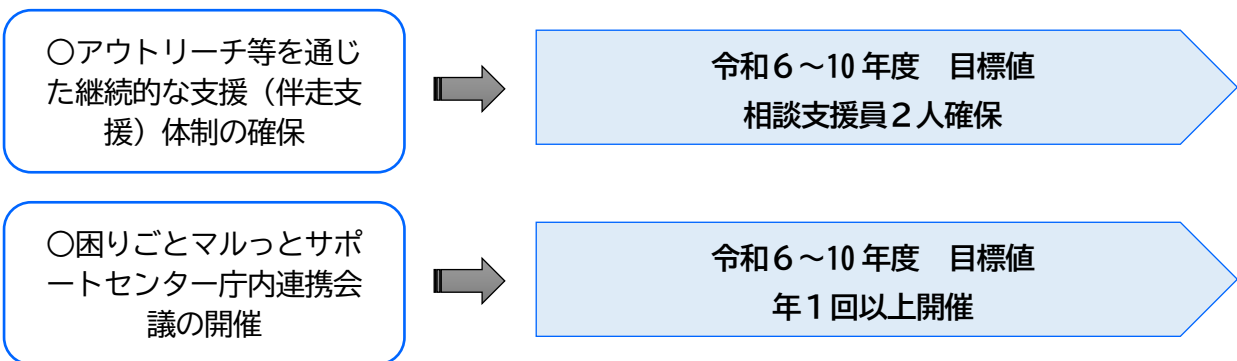
**■困りごとマルっとサポート事業の推進【新規】**

成年後見制度の利用促進、生きるを支える支援、ひきこもり支援、重層的支援体制整備事業の総合中核機関である「困りごとマルっとサポートセンター」による支援を推進します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
困りごとマルっとサポート事業の推進					
			推進		

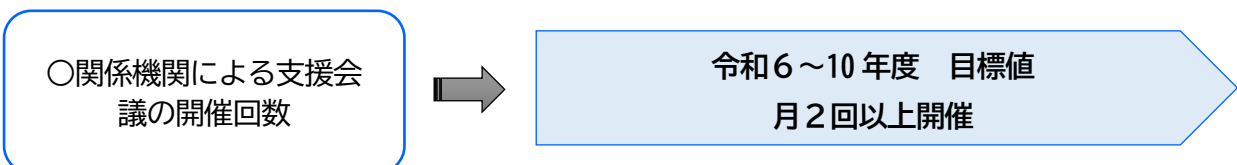
**☆指標1-1 市民への包括的な相談支援の実施**

令和5年度に設置した「困りごとマルっとサポートセンター」を中核として、各分野の専門相談機関と連携を図りつつ、相談先が明確ではない市民の窓口となり、包括的な相談支援を実施します。

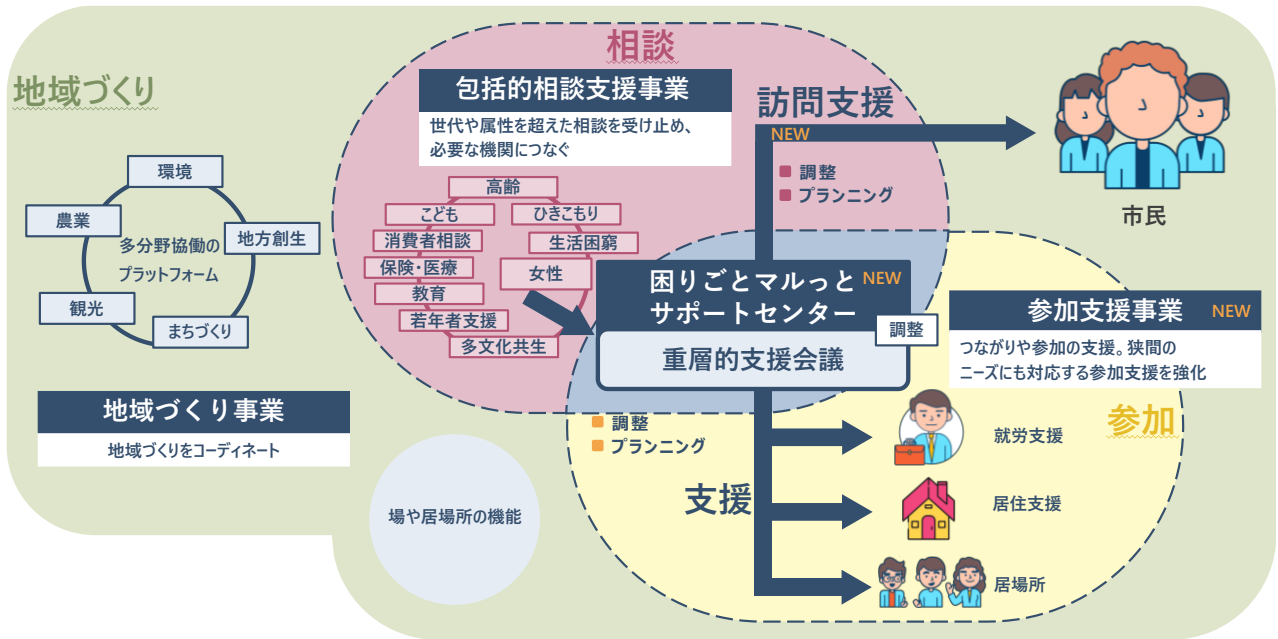


**☆指標1-2 支援機関へのサポートの充実**

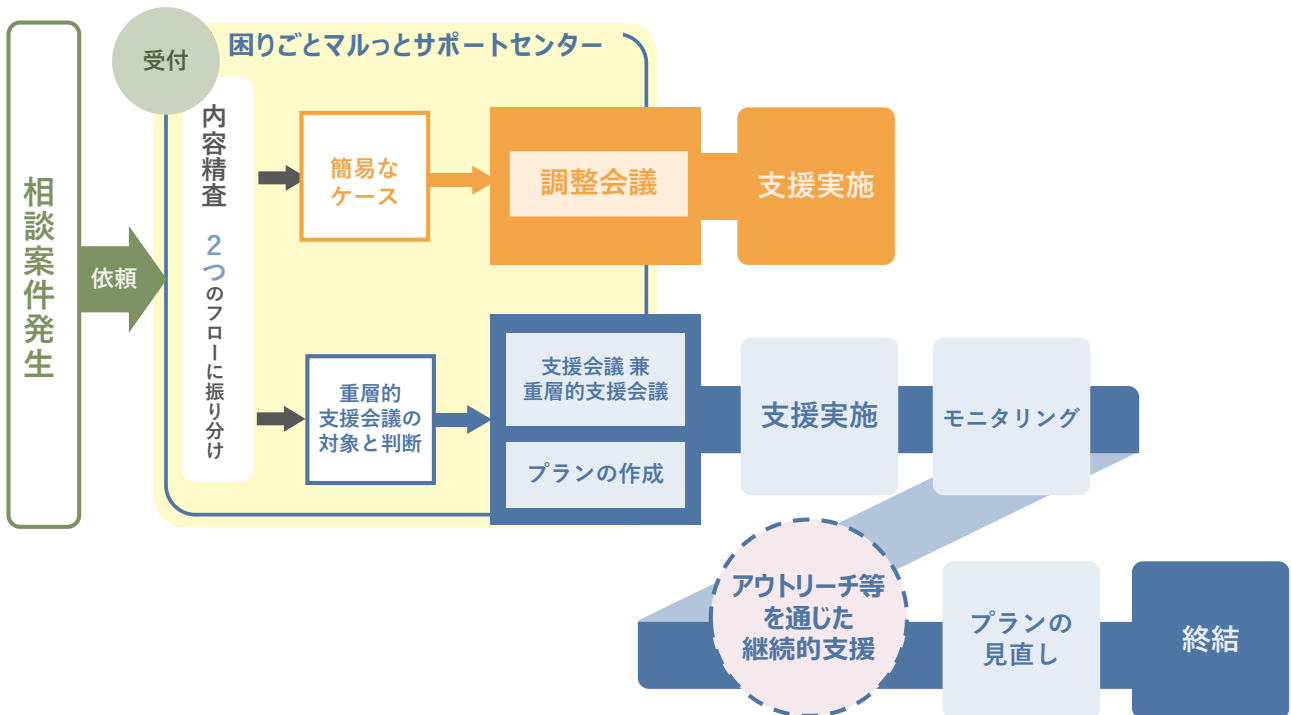
困難事例や支援に関わる担当が不明瞭等のケースを支援するため、関係機関による支援会議の開催とともに、支援プランの作成・モニタリング等を実施します。



〈困りごとマルっとサポート事業（重層的支援体制整備事業） 全体像〉



〈困りごとマルっとサポート事業 支援の流れ〉



### ■様々な年齢層を対象とする情報発信の充実

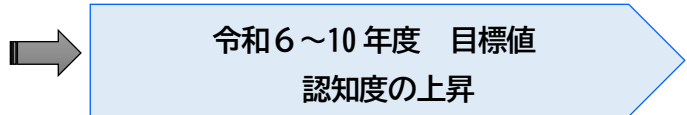
子どもから高齢者まで、様々な年齢層を対象に、それぞれの特性を踏まえた情報発信の充実を図ります。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
年齢層に応じた情報発信の充実					
			実施		

#### ☆指標 1-3 相談窓口情報の認知度の向上

こころの悩みや病気に関する相談窓口情報について、広報やいづや市のホームページ、SNS等、あらゆる媒体や機会を通じて周知を図ります。

○相談窓口の認知度※	
地域包括支援センター	52.1%
障害者の相談支援事業所	22.1%
青少年教育相談センター	24.4%
焼津市こども家庭センター	30.4%
焼津市保健センター	71.7%
焼津市市民相談室	44.3%



※市民意識調査で「知っている」と回答した割合

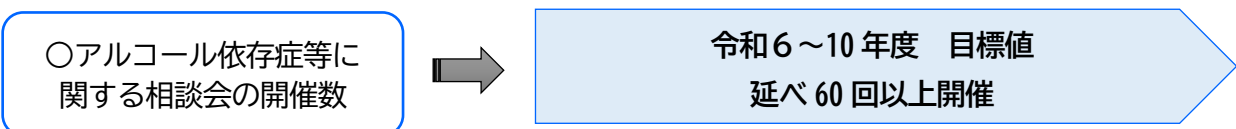
### ■アルコール依存症等に関する相談事業の実施

地域の支援団体（焼津断酒会）等と連携・協働し、アルコール依存症等に関する問題を抱える方、又はその家族等への相談事業を実施します。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
アルコール依存症等に関する相談事業の実施					
			実施		

#### ☆指標 1-4 アルコール依存症等に関する相談会の開催

地域の支援団体等と連携・協働し、アルコール依存症等に関する問題を抱える方、又はその家族等への相談会を令和6年度から令和10年度までの5年間で、延べ60回以上開催します。



## 主な事業・取組

### (1) 地域での相談支援やサービスの提供 (★は重点施策に関連する事業・取組。以降も同様)

事業・取組	内容	担当課等
①困りごとマルっとサポートセンターの活用促進(★)	「困りごとマルっとサポートセンター」を中核として、各分野の専門相談機関と連携を図りつつ、相談先が明確ではない市民の窓口となり、包括的な相談支援を実施する。	地域福祉課
②庁内相談窓口・相談場所の周知(★)	庁内（市役所）等で相談事業を実施する窓口や場所の市民への周知に取り組む。	庁内全課
③市民相談事業	市民からの相談等に対し、専門の相談員との面談や主管課との連絡調整等を行い、当該相談等が速やかに解決できるよう努めるとともに相手の考えや意見を傾聴し適切な相談窓口を案内する。	くらし安全課
④消費者保護事業	消費者が自立した行動がとれるよう、消費生活に伴う情報の提供、消費者への意識啓発等を実施する。また、暮らしの中の消費問題に関する相談を受け、解決への助言・斡旋等を行う。	くらし安全課
⑤各種依存症に対する相談支援(★)	地域の支援団体と連携・協働し、アルコール依存に関する相談を実施する。また、アルコール・ギャンブル・薬物依存に関する相談を受け、必要な場合は県の相談事業につなぐ。また、相談日を広報やいづや市のホームページに掲載し、広く周知を図るほか、チラシ等を庁内各所に設置する。	障害福祉課
⑥福祉なんでも相談の実施	日常生活で抱えている困り事の相談に応じ、安心した自立生活ができるよう支援する。また、必要な場合は適切な機関につなげる。	社会福祉協議会
⑦地域包括支援センター運営事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくために総合的な支援を行う拠点として、市内に4つの地域包括支援センターを設置(委託)。不安や悩み事を抱える高齢者を支援する。	地域包括ケア推進課
⑧介護相談員派遣事業	介護相談員をサービス提供事業所に派遣して利用者の持つ疑問・不満・心配事等を把握し、事業所及び市と共有することにより介護サービスの質の向上と改善を図る。内容は市関係課内で共有し、他の事業所へもフィードバックする。	介護保険課
⑩こども家庭センター事業（家庭児童相談事業）	子育て世帯を対象に、虐待、発達、養育、健康等、様々な家庭の悩み相談に専門知識を有する相談員が面談、電話、訪問、メールにより対応する。警察署や児童相談所などの関係機関・団体、市の関係部局と連携し必要な支援の実施を通じ、問題解決の道筋を模索する。	こども相談センター

事業・取組	内容	担当課等
⑫地域子育て支援センター事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。悩みを抱えた保護者に対して、必要な機関へつなぐなどの対応をとる。	子育て支援課
⑬子育て短期支援事業	子育て中の保護者が、保護者の疾病等の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童養護施設等の養育・保護を適切に行うことができる施設に児童を一時的に保護し、保護者の不安を払拭する。	こども相談センター
⑭養育支援訪問事業	母子保健事業や産婦人科・小児科等で把握した、養育支援が必要と思われる家庭に対して、家庭からの申し出を受け、専門知識を持つ訪問支援員がその居宅を訪問して、養育環境の把握及び子育てに関する支援、助言及び情報提供を行う。	こども相談センター
⑮発達障害支援事業	発達の気になる子どもに対し、通園先の幼稚園・保育所等への巡回相談により、集団生活の中での適切な支援、適切な就学につなぐ。今後、乳幼児期の生育歴や受けてきた支援を学齢期につなぐ仕組みを構築する。発達が気になる子どもが、どのライフステージでも自信を持って生活できるよう支援する。	こども相談センター
⑯障害者相談支援事業	身体・知的・精神障害者、難病患者の相談に応じ、必要な情報の提供や助言をする。障害者の様々な悩みの相談に乗り、必要なサービスの提供や各種手続の支援を行うことにより不安を解消する。	障害福祉課
⑰障害児通所給付支援事業	乳幼児の発達支援、障害を持つ児童の放課後等における生活支援サービスを提供する。障害児を抱えた保護者からの相談への対応やサービスの提供を通じて、保護者の悩みや負担の軽減を図る。	障害福祉課
⑱障害者自立支援給付事業	身体・知的・精神障害者及び難病患者に対しサービスを提供することにより、日常生活を支えるとともに、障害者の抱える様々な悩みや問題に気づき、適切な相談先へつなげる。	障害福祉課
⑲難病患者等居宅生活支援事業	難病患者等へ長時間の訪問看護及び登下校・在校時に医療的ケアを行い介護者の負担軽減を図る。難病患者の家族へのサービスの提供により、介護者の負担を軽減するとともに、家族の悩みや問題に気づき、適切な相談先へつなげる。	障害福祉課
⑳重度心身障害者援護事業	在宅の重度心身障害者等の経済負担の軽減等を図るための事業。申請手続に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応へとつなげる。また、移動を支援するため、タクシー券への使用等、使用用途の拡大に努める。	障害福祉課
㉑情報発信の充実	子どもから高齢者まで、ライフステージの特性に応じて、広報やいづや市のホームページ、SNS等を組み合わせて、こころの悩みや病気に関する相談窓口情報を発信する。	関係課



## (2) 居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュのための支援

事業・取組	内容	担当課等
①地域交流センター事業	地域交流センター等において、趣味、健康づくり、生きがいづくり、教養等多岐にわたる講座を開催し、交流の場・学びの場を提供する。	スマイルライフ推進課
②地域交流センター講座の実施、社会教育団体の支援	地域交流センター等において、教養等多岐にわたる講座を開催し、趣味、健康づくり、生きがいづくりを支援する。	スマイルライフ推進課
③読書普及事業	図書館は住民の生涯学習の場として読書環境を充実させるとともに、図書館事業を支える市民ボランティアに活動の場を提供するなど、本と人と地域をつなげる取組を推進している。図書館を、子どもだけでなく大人の「居場所」としての機能を強化していく。	図書課
④ふれあいネット活動の充実	ひとり暮らし高齢者や障害者の不安を解消するため、日常生活の中で隣近所の方に「見守り員」として協力をお願いし、組織的に見守り援助を行う。	社会福祉協議会
⑤子育て支援講座事業	保護者が育児の悩みを相談することで自分に合った育児方法を見つけ、孤立感や不安の軽減を図る。	こども相談センター
⑥地域ふれあいサロン活動支援	子どもからお年寄りまで、障害の有無に関係なく、誰でも参加することで地域の人と人との交流を深め、孤独や孤立感の軽減につながる地域ふれあいサロン活動を支援する。	社会福祉協議会
⑦精神障害者のための居場所づくりへの支援	地域活動支援センター「大井川心愛」において心の病を抱えている方が安心して過ごせる場を提供し、居場所づくりや仲間づくり、社会との交流を通して豊かな生活を送れるよう支援する。また、ボランティアによる心の病を抱える方のための居場所（ととろ、らるご）について周知する。	障害福祉課

## 基本施策2 人材の確保及び育成

### 施策の必要性

- 令和5年度市民意識調査では、悩みやストレスの相談先として約8割の市民が「家族や親族」を、約6割の市民が「友人や同僚」をあげ、これらが上位2つです。  
生きることの支援においては、家族や職場の同僚、学校の友人といった周囲がサインに気づいて本人をしっかり支えていくことが大変重要です。危険を示すサインに気づき、適切な対応をとれる人材の重要性について、さらに市民の理解を促して行く必要があり、それには非常に認知度の低い「ゲートキーパー」などの取組の市民への周知やその育成に取り組むことが求められます。
- 関係団体等調査からの主な課題・提案等
  - 民間での人材確保は困難。焼津市として有資格者を配置すべきである。あわせて、現任職員に資格取得の機会をご一考願いたい。
  - ゲートキーパー養成研修の実施。

### 施策の方向

関連する領域・事象等に関する正しい知識を修得し、「ゲートキーパー」などの役割を担う人材を育成するため、養成講座を幅広い分野で継続して開催し、人材の確保、育成、資質の向上に努めます。

また、地域で対策に取り組む民生委員・児童委員や保健委員、保護司、介護人材等の人材や団体等を支援するため、情報提供や研修等を行います。



**主な事業・取組**

(1) 対策を支える人材の確保・育成

事業・取組	内容	担当課等
①精神保健推進事業(★)	精神疾患への正しい理解を深め、相談相手を育成する研修会の開催、精神障害者の家族への支援を行う。市民や医療・福祉分野に従事する職員、市職員を対象にゲートキーパー養成研修を実施することで、市民の悩みやリスクについての理解を深め、必要時には専門機関の支援につなげることができる。	障害福祉課
②職員研修事業	焼津市職員人材育成方針に基づき、職員の資質向上と業務の効率的・効果的な執行のため、年度ごとに職員研修計画を策定し、実施している。新規採用職員研修の中に対策に関する講義を導入し、対策を推進するためのベースとする。	人事課

(2) 地域で相談支援等に取り組む人・団体等への情報提供・研修

事業・取組	内容	担当課等
①民生委員・児童委員活動事業(★)	民生委員・児童委員は地域住民の悩み事や地域で発見した課題を解決するため、行政や関係機関への連絡・紹介などを行う「橋渡し役」として活動している。民生委員・児童委員にゲートキーパー養成研修等を受講してもらうことで、当事者や家族等と対面する機会を活用し、問題の早期発見・早期対応へつなげられるようにする。	地域福祉課
②保健委員の研修機会の確保	保健委員全体に正しい知識が深まるように対策に関する研修会等の情報を提供する。	健康づくり課
③保護司会支援事業(★)	保護司は犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪予防のため世論の啓発活動を行う。犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や家庭や学校の間人間関係にトラブルを抱えている場合があり、保護司にゲートキーパー養成研修等を受講してもらうことで、相談を受けた際、問題の早期発見・早期対応へつなげられるようにする。	地域福祉課
④介護人材の確保育成事業(★)	介護人材の確保育成事業不足が課題となっている中、市内介護サービス事業所への就労を促すため、各種研修等を行い、事業者支援を実施する。介護人材定着のための介護従事者向けの各種研修や、交流・情報交換の機会の創設を行う。ゲートキーパー養成研修も取り入れる。	介護保険課

事業・取組	内容	担当課等
⑤手話奉仕員養成事業(★)	聴覚障害者について理解し、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。手話奉仕員にゲートキーパー養成研修を受講してもらうことで、様々な問題を抱えた方を適切な支援先につなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようにする。	障害福祉課
⑥手話通訳者等派遣事業(★)	聴覚障害者等が社会生活において意思疎通を図る上で支障がある場合に、手話通訳者・要約筆記通訳者（支援員）を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。支援員にゲートキーパー養成研修を受講してもらうことで、対象者の抱える問題に早期に気づき、適切な機関へつなぐ等、気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようにする。	障害福祉課

## 基本施策3 市民への啓発と周知

### 施策の必要性

- 令和5年度市民意識調査では、「こころの健康相談統一ダイヤル」や「こころの電話・若者こころの悩み相談窓口」の認知度はそれぞれ約3割であり、「ゲートキーパー」や「焼津市いじめ防止等のための基本的な方針」の認知度はそれぞれ5%に満たない状況です。  
また、「うつ病のサイン」が2週間以上続く場合について、「かかりつけ医を受診する」や「精神科（心療内科やメンタルクリニック等）の専門医療機関を受診する」という回答が半数以上を占める一方、「受診しない」や「わからない」という人も4割以上います。  
新型コロナウイルスの生活への影響では、「不安やストレスが増大した」、「趣味や楽しみがなくなった」という人も比較的多く、大いに影響があったという人の中では「精神的に体調を崩した」という人が約2割となっています。  
様々な生活の変化をもたらしたコロナ禍後、改めて市民に対して、生きることの支援やメンタルヘルスに関わる取組の周知や精神疾患に関する正しい知識を普及啓発していく必要があります。

- 関係団体等調査からの主な課題・提案等
  - 悩みを抱えている人に対し、どのような相談窓口や相談方法等があるかについて、周知を行っていくことが大事である。
  - 断酒会による飲酒運転撲滅運動（チラシ配り）、福社会館での酒害相談（毎月第4木曜日）、個人宅への訪問（訪問酒害相談）の実施。
  - 自殺予防週間、自殺対策強化月間に、啓発活動実施（配布・のぼり旗等）

### 施策の方向

引き続き「危機に陥った場合は誰かに援助を求めることが適当である」ということが社会全体の共通認識となるように普及啓発を行う必要があります。この問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民の理解促進を図ります。

また、リスクの要因となる虐待の防止や人権の尊重についての理解の浸透を図るとともに、自ら命を絶つことに対する誤った認識や偏見を取り除き、生きることを支える対策における市民の役割等についても理解と関心が深まるよう、広報活動や教育活動等を通じた理解促進と普及啓発の事業を展開します。

**重点施策**

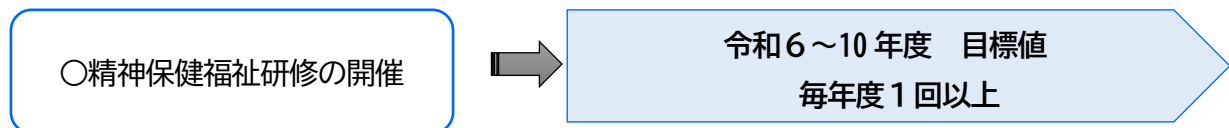
**■関連事象等に関する正しい知識の普及啓発**

生きることを支えるための関連事象等の正しい知識の普及やゲートキーパーの役割について関心を高めることができるよう、市民への普及啓発を積極的に実施します。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
正しい知識の啓発					
			実施		

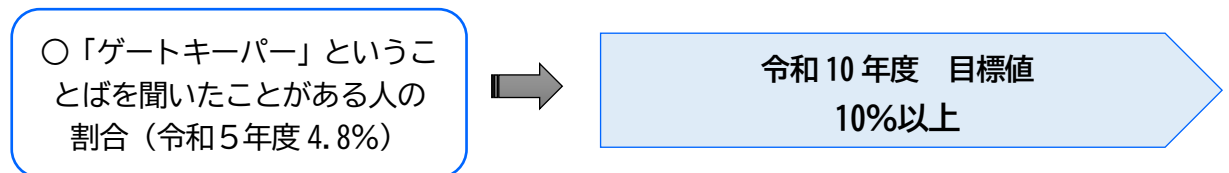
**☆指標3-1**    **メンタルヘルスに関する正しい知識の普及啓発の充実**

関連事象等に関する正しい知識の普及やうつ病等についての普及啓発を図るため、令和6年度から令和10年度までの毎年度、普及啓発を行います。



**☆指標3-2**    **ゲートキーパーについての認識向上**

様々な機会を捉え、ゲートキーパーの役割について広く周知し、「ゲートキーパー」ということばを聞いたことがある人の割合が10%以上となることを目指します。



**主な事業・取組**

(1) 市民の理解促進

事業・取組	内容	担当課等
①予防についての正しい知識や、相談窓口の普及啓発の推進(★)	正しい知識や、ゲートキーパーの役割、こころの悩みや病気の相談窓口情報等についての普及啓発を行う。特に予防週間(9月)や対策強化月間(3月)には、啓発リーフレットの配布を行うとともに、広報やいづや市ホームページにおいて、うつ病等の関連記事を掲載し、知識の普及啓発に努める。	障害福祉課
②健康教育事業(★)	保健委員による地区活動、健康づくり食生活推進協議会による活動、その他の健康講座により、特定健診・がん検診の受診勧奨、生活習慣病の重症化予防、心身の健康づくり等の啓発を行う。	健康づくり課
③読書普及事業〔再掲〕	図書館は住民の生涯学習の場として読書環境を充実させるとともに、本と人と地域をつなげる取組を推進している。読書や調査を目的に地域住民が集まる場であるため、ポスターやチラシ等を展示して対策や相談会等の広報・啓発についての情報発信に取り組んでいく。	図書課
④やいづ子育てすくすくガイドの配布	子育てに関する相談事業や各種制度や窓口について市民に知らせ、子育てに関する不安や悩みの軽減につながるよう「焼津市子育てガイドブック」を作成し、市民に配布する。	子育て支援課
⑤発達障害児保護者等支援事業	発達支援に関する専門知識と人材を有する民間事業所に幼児巡回相談事業、育児支援教室事業を委託実施する。発達支援に関する専門知識と人材を有する民間事業所に委託して、保護者が発達の特徴を理解し、適切な関わりができるよう教室等を実施する。	こども相談センター
⑥障害者福祉ガイドブック作成事業	各種福祉制度の概要や手続方法などを紹介するガイドブックの作成・配布により、障害者の方々がその有する能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるよう情報を提供し、在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。また、視覚障害者向けの音声コードを付けるなど、アクセシビリティの向上に努める。	障害福祉課



## (2) 虐待防止や人権に関する広報活動や教育活動

事業・取組	内容	担当課等
①人権啓発活動	市民が「人権」を正しく理解し、明るい社会を築くため、人権擁護委員と人権啓発推進協議会による人権啓発活動を行う。	くらし安全課
②人権教育事業	同和問題、ハンセン病、女性、外国人、性的マイノリティなどに関する様々な人権問題の解消のための調査、研究及び関係機関との連絡・調整を基に、地域の実情に即した人権教育の充実を図る。県からの委託金により、「人権教育講演会」を開催し、人権教育を推進する。	スマイルライフ推進課
③高齢者虐待防止に向けた啓発	市の窓口や地域包括支援センターにおいてリーフレットを配置するなど、高齢者虐待の防止について周知する。	地域包括ケア推進課
④児童虐待防止に向けた啓発	「児童虐待防止月間」、「児童福祉週間」を周知するため、リーフレットを配布するなどして普及啓発に努める。	こども相談センター
⑤児童虐待及びDV（ドメスティック・バイオレンス）対策事業	DVは人権侵害であり、DV被害者の発見と通報の重要性が理解され、DVに対する市民への意識啓発が広く図られるように様々な啓発活動を行う。	こども相談センター
⑥男女共同参画・人権フォーラム開催事業	男女共同参画や人権について、市民が自らの問題として気づき、考え、行動するきっかけづくりとなるようフォーラムを開催する。年に一度、関係者が一堂に会し、男女共同参画や人権について考える場とする。	市民協働課、くらし安全課
⑦障害者虐待防止に向けた啓発	「障害者週間」において障害者虐待の予防について周知する。	障害福祉課

## 基本施策4 地域の多様な関係機関のネットワーク強化

### 施策の必要性

- 令和5年度市民意識調査では、生きることを支えるための支援で重要だと思ふ対策として、「行政、関係機関、民間団体が連携した支援体制の確保」が比較的上位にあがっています。

生きることの支援は、経済・生活問題や健康問題、家庭問題、勤務問題、学校問題、交際問題といった様々な問題に対応することが求められ、行政だけで解決できる問題は多くなく、民間団体を含めてより一層の連携が必要です。

- 関係団体等調査からの主な課題・提案等
  - 障害者虐待を発見した際の通報・地域包括ケア推進課との連携。
  - アルコール健康障害対策基本法（平成26年6月施行）を踏まえて、依存症の人への支援や断酒会など自主グループの支援。

### 施策の方向

本計画に基づき各種施策を総合的に推進するために、地域で活動する公的・民間の各種団体が保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関連する各分野の現場で大きな役割を担っていることを踏まえ、地域の人材・資源の把握をさらに進めます。

また、「生きるを支える やいづきずなプランネットワーク会議」を通じて、関係機関・団体のネットワークを強化しながら、連携・協働して取組を推進します。

さらに、他分野にまたがる問題の解決に向けて、「生きるを支える やいづきずなプラン対策推進本部」を通じて庁内関係部局が連携し、施策を総合的に推進します。

**重点施策**

**■関係機関等とのネットワークの連携強化**

行政、関係機関、民間団体等で構成された、対策を総合的に推進するために意見交換等を行う組織を通じて連携を強化します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
関係機関等とのネットワークの構築・連携強化					
			実施		

**☆指標4-1**

**「生きるを支える やいづきずなプランネットワーク会議」の開催**

行政、関係機関、民間団体等で構成する「生きるを支える やいづきずなプランネットワーク会議」を定期開催し、連携強化を図るとともに、対策を総合的・効果的に推進します。

○ネットワーク会議の開催数



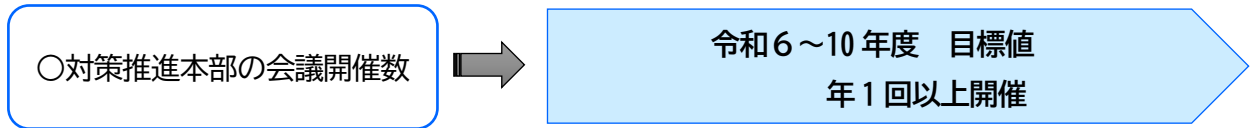
令和6～10年度 目標値  
年1回以上開催

**【ネットワーク会議構成機関】**

	所 属
1	静岡福祉大学
2	焼津市医師会
3	焼津商工会議所
4	ハローワーク焼津
5	焼津警察署
6	志太消防本部
7	焼津市教育委員会
8	静岡県中部健康福祉センター
9	焼津市民生委員児童委員協議会
10	焼津市社会福祉協議会
11	焼津市自治会連合会
12	地域包括支援センター

☆指標4-2 庁内関係部局の「生きるを支える やいづきずなプラン対策推進本部」の開催

庁内での推進体制を確立するため、庁内関係部局が横断的に参画する「生きるを支える やいづきずなプラン対策推進本部」を定期開催し、本計画の進行管理を行うとともに、関連施策との有機的な連携を図り、計画に沿った事業・取組を着実に推進します。



【対策推進本部構成課】

	課 名
1	総務部 人事課
2	財政部 納税促進課
3	防災部 防災計画課
4	市民部 市民協働課
5	市民部 暮らし安全課
6	健康福祉部 健康づくり課
7	健康福祉部 地域福祉課
8	健康福祉部 地域包括ケア推進課
9	健康福祉部 介護保険課
10	健康福祉部 国保年金課
11	こども未来部 子育て支援課
12	こども未来部 こども相談センター
13	経済産業部 商工観光課
14	教育委員会事務局教育部 学校教育課
15	生きがい・交流部 スマイルライフ推進課
16	教育委員会事務局学校福祉部 図書課
17	焼津市立総合病院 地域医療連携室

## 主な事業・取組

### (1) 地域の人材・資源の把握、情報収集、連携体制の確保

事業・取組	内容	担当課等
①実態や対策の実施状況等の調査研究及び検証	国や静岡県等から提供されたデータ等に基づき、自ら命を絶った方の実態把握を行う。また、これらのデータの把握・整理・分析により、実態に即した各種施策の実施等に活用する。	地域福祉課
②医療相談業務	社会福祉士及び看護師、保健師が、患者や患者の家族からの社会的・心理的・経済的問題の相談や地域の医療・介護・福祉施設と連携した患者及び家族の退院後の療養又は生活に関する支援を行う。相談の中で浮かび上がってくる様々な問題について、医療福祉制度へつなげることや、適切な関係機関へ案内することで、良好な状態になるよう支援する。	医療支援室
③認知症地域支援体制構築等推進事業	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行う。認知症初期集中支援による早期介入や行方不明者捜索システムにより、介護する家族の負担軽減を図る。	地域包括ケア推進課
④地域包括支援センター運営事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくために総合的な支援を行う拠点として、市内に4つの地域包括支援センターを設置（委託）。地域の高齢者が抱える問題やリスクの高い方の情報等を把握し、関係者間での連携関係の強化を図る。	地域包括ケア推進課
⑤子育てコンシェルジュ事業	子ども及びその保護者に、教育・保育施設及び子育て支援事業等の多様な教育・保育サービス利用についての情報提供、利用相談及び関係機関との連絡調整を行うことで、子育て支援施策を充実させる。子育て中の保護者からの育児に関する各種相談等に応じることで、抱えている問題等を把握し、必要な機関へつなぐ。	子育て支援課
⑥児童虐待及びDV（ドメスティック・バイオレンス）対策事業	要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関（市健康福祉部・教育委員会・市立総合病院、県中央児童相談所・特別支援学校、焼津警察署、社会福祉協議会等）と連携して、子どもの虐待・育成問題等の解決を図る。また、DV被害者の安全確保を最優先に、被害者に寄り添いながら、直面している問題の解決に向けて一緒に取り組む。	こども相談センター
⑦高齢者虐待防止及び養護者支援事業費	高齢者虐待の相談窓口を地域包括支援センター及び地域包括ケア推進課に設置し、虐待を受けた高齢者や虐待を発見した市民からの相談・通報・届出に対応し、連携関係の強化を図る。	地域包括ケア推進課

事業・取組	内容	担当課等
⑧障害者虐待防止事業	障害者虐待防止のための啓発、虐待に関する通報があった場合の事実確認や県への連絡、一時保護等を行う。虐待の対応を糸口に、当人や家族を支援することで、背後にある様々な問題を察知し、適切な支援へとつなげる。市直営であるが、業務委託も検討するなど人員体制の強化を図る。	障害福祉課

(2) 地域で活動する民間団体の支援・協働

事業・取組	内容	担当課等
①民間団体等との連携強化、活動支援(★)	地域で対策に取り組む民間団体等(焼津心愛会・焼津断酒会)の活動を支援するとともに、地域の支援団体等と連携・協働し、アルコール・ギャンブル依存症等に関する問題を抱える方、またその家族等への相談事業等を実施する。また、ボランティア活動等を行う民間団体を把握し、各々の連携や協働が図られるよう促す。	障害福祉課

## II 分野・対象別の個別施策の充実

### 基本施策5 子ども・若者の対策のさらなる推進

#### 施策の必要性

○ 依然として、10～39歳の死因の第1位は「自ら命を絶つこと」であり、未だ深刻な状況と言えます。

令和5年度市民意識調査では、生きることを支えるための支援で重要だと思う対策は、相談支援や孤立防止に次いで、「子どものいじめ防止対策やこころの健康づくり（SOSの出し方教育等）」が上位となっています。

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりえる」ものであることを再認識し、学校や教育委員会と家庭・地域が対策に取り組んでいく必要があります。

また、ひきこもり支援をはじめ、若者への支援の充実が求められます。

○ 関係団体等調査からの主な課題・提案等

- 少年・若年層のこころの健康づくりを通じた火災（放火又は火遊び）予防対策。
- 小中学校向けのメンタルヘルス講座。
- 義務教育終了後、切れ目なく支援に繋がる仕組み作り。
- 保護者が周りに助けを求めないケースもあるが、支援機関等の情報提供をできるよう研修を実施。
- 管内の中学校へ出向き「静岡県うちあけダイヤル」の案内と「自分を大切にしよう（SOS出し方）」の講話の実施

#### 施策の方向

第一に、いじめ防止対策やこころの健康づくりなどの支援・教育です。具体的には、SOSの出し方に関する教育の推進、いじめ防止対策事業、不登校児童生徒等適応指導事業、道徳教育の充実、人権教育の推進、情報モラル教育などの推進を図ります。

第二に、若者の相談支援・就労支援です。支援を必要とする若者が漏れないよう、ライフステージ（学校の各段階）や立場（学校や社会とのつながりの有無等）など、それぞれの置かれている状況に応じた支援や対策に資する教育や若者の相談支援・就労支援を図ります。

**重点施策**

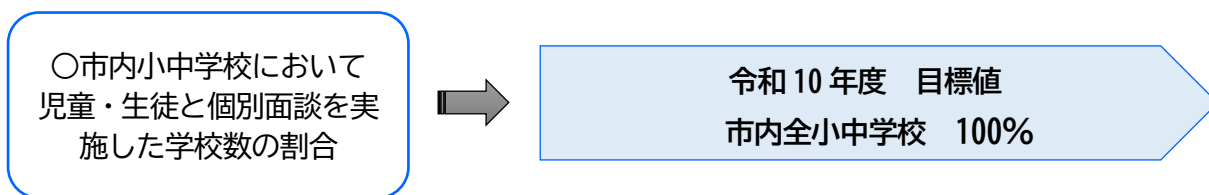
**■ 予防・啓発活動や SOS の出し方に関する教育の推進**

小中学生は、長期休業明けにリスクが高いというデータがあります。そこで、長期休業前及び長期休業中を重点期間として、啓発活動やSOSの出し方に関する教育に取り組みます。小学生に対してはアンケートで悩みを訴えた児童、中学校では全ての生徒に対して個別面談を実施しながら心のケアを行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予防・啓発活動や SOSの出し方に関する教育の推進					
			実施		

**☆指標5-1 児童・生徒の SOS の出し方に関する教育の実施**

市内の全ての小中学校において、アンケート調査を実施し、悩みのある児童・生徒に対して個別面談を実施します。また、全ての中学校において、児童・生徒を対象に長期休業前に個別面談を年1回以上実施します。



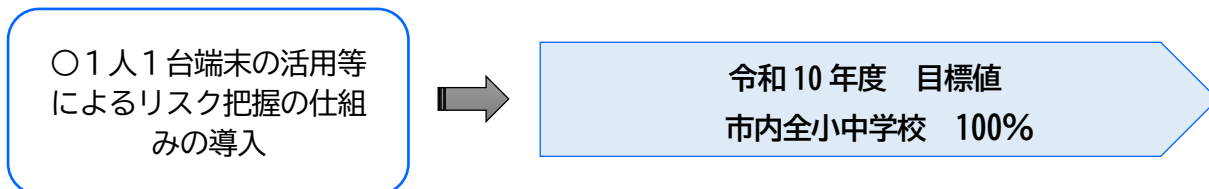
**■ 1人1台端末の活用等によるリスクの早期発見と適切な支援【新規】**

リスクの把握や適切な支援につなげるため、「緊急強化プラン」に基づき国が整理・作成するシステムやマニュアル等を踏まえて、1人1台端末の活用等によるリスクの把握と適切な支援を図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
1人1台端末の活用等による リスクの把握と適切な支援					
			実施		

**☆指標5-2 1人1台端末の活用等によるリスクの把握と適切な支援**


国の取組（システム構築やマニュアル作成等）の動向を踏まえつつ、市内の全ての小中学校において、1人1台端末の活用等を通じて、リスクを把握する仕組みの導入を目指します。





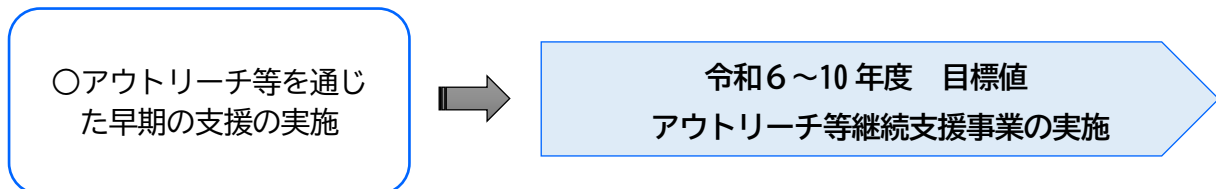
## ■ひきこもり状態の方への支援【新規】

ひきこもり状態の人とその家族が、ひきこもりに至った原因や過程、抱えている生活課題などをより相談しやすい体制の整備に努めるほか、県の「ひきこもり地域支援センター」をはじめ、市内外の関係機関と連携し、本人や家族に寄り添い、伴走支援する体制の構築を目指します。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
ひきこもり状態の方への支援					
			実施		

### ☆指標5-3 アウトリーチ等を通じた早期の支援の実施

長期のひきこもり状態にある人など支援が届いていない人に対して、県の「ひきこもり地域支援センター」をはじめ、ひきこもり支援機関やひきこもりサポーターと連携しつつ、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業の実施を目指します。



**主な事業・取組**

(1) いじめ防止対策やこころの健康づくりなどの支援・教育

事業・取組	内容	担当課等
①SOS の出し方に関する教育の推進(★)	授業等において、様々な困難やストレスへの対処方法（SOS の出し方等）について学習する機会を設ける。	子ども支援課
②予防週間に関する啓発(★)	各学校において、長期休業前等に予防に関する啓発活動や個々の学校生活での悩みなどについての相談に応じます。小学校では、アンケートで悩みがある児童・生徒に対して個別の相談に応じ、中学校では全ての生徒に対して個別の面談を実施する。	子ども支援課
③いじめ防止対策事業	いじめ防止対策推進法及び国の基本方針を受け、以下の事業を行う。①教育委員会に、関係機関等との連携を図る「いじめ問題対策連絡協議会」と、重大事態の調査を行う「いじめ対策本部」を設置する。また、市長が必要があると認めるときは、付属機関等を設けて再調査を行うことができる。②スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を充実させる。③インターネットを通じたいじめ対策として、ネットパトロールを行う。	子ども支援課
④心の教室相談員事業	市内全小中学校に相談員を配置し、心に悩みやストレスを抱えた児童・生徒、又はその保護者に対し、相談・支援を行う。	子ども支援課
⑤不登校児童生徒等適応指導事業	アトレ庁舎2階に「焼津チャレンジ」、大井川庁舎2階に「大井川チャレンジ」を設置し、登校できない児童・生徒に、指導員6名及び市スクールカウンセラー1名が集団への適応能力回復・育成、自立支援、在籍校復帰のための助言・指導を行う。	子ども支援課
⑥生徒指導事業	関係機関（こども家庭センター、児童相談所、市立病院、焼津警察等）と連携して児童・生徒を支援するために、要保護児童対策地域協議会学齢児部会を主催する。	子ども支援課
⑦いじめに関するアンケートの実施(★)	各学校において、自身がいじめの被害に遭っているか、周囲でいじめが起きているかについてのアンケートを定期的実施する。	子ども支援課
⑧道徳教育の充実	生命の大切さや仲間と協力する必要性を学ぶ道徳を実施する。	学校教育課
⑨人権教育の推進	様々な人権問題に対する理解と認識を深め、自他の人権を大切にす態度や行動力を育成するための人権教育を推進する。	子ども支援課

事業・取組	内容	担当課等
⑩情報モラル教育の推進	児童・生徒を対象に、インターネットや携帯電話等の健全な利用、ネットいじめ防止等に関する情報モラル教育を外部講師により実施する。	子ども支援課
⑪児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」の周知	ポスター掲示やチラシ配布による街頭啓発を通して、児童相談所全国共通ダイヤルの周知を図る。	こども相談センター

## (2) 若者の相談支援・就労支援

事業・取組	内容	担当課等
①青少年教育相談センター運営事業	幼児～20歳代くらいまでの青少年及びその保護者や関係者の相談を、電話・面談・メールで相談員が受け付ける。学校以外の場で相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与する。	子ども支援課
②労働就労事業	就職をしたいがどのようにしたら良いか悩んでいる若者に対し、就労につなげるための支援を行う。親と若者の就労支援セミナーや悩みを抱える若者をサポートする相談会、研修会を開催する。	商工観光課
③アウトリーチ等継続支援事業(★)	ひきこもりをはじめ、複合的な生活課題を抱え、地域や社会との接点がない人、制度・サービスの狭間にいる人などへ、様々なアプローチや定期的な訪問により、信頼関係を築き、社会資源につなぐ等を行う。	地域福祉課

## 基本施策6 女性への支援の充実

### 施策の必要性

○ 全国的な状況として「自ら命を絶つ」女性は、令和2年から令和4年にかけて3年連続で増加しており、年齢構成（令和4年）は、60歳以上が約4割、40・50歳代が約3割、40歳未満が約3割となっています。原因・動機は「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」と続いています。

令和5年度市民意識調査では、生きることを支えるための支援で重要だと思う対策として、「女性への支援（妊産婦への支援、就職支援、DV等様々な困難を抱える人への支援）」との回答率は14.1%となっています。

産後うつ予防など妊産婦への支援をはじめ、性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援など、女性特有の視点も踏まえて施策を講じていく必要があります。

○ 関係団体等調査からの主な課題・提案等

- 独りで（シングルマザーを含む）生計を立てている女性が増加しており、将来的には独居老人世帯が増える可能性があり、今すぐ女性への支援方法を確立すべきである。女性相談室の活用・子ども未来部との連携（母親のメンタルヘルスサポート）以外にも支援策の拡充をお願いしたい。

### 施策の方向

予期せぬ妊娠などで身体的・精神的な悩みや不安を抱える若年妊婦、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦や特定妊婦等への支援を図ります。

また、出産後間もない時期の妊婦に対する産後うつの予防支援、乳児家庭全戸訪問事業を通じた子育て支援に必要な情報提供など、産後も安心して子育てできる支援体制を確保します。

さらに、困難な問題を抱える女性への支援については、令和6年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき策定される国の基本的な方針に即して、アウトリーチや居場所づくりの取組に努めます。

**重点施策**

**■妊娠期からの切れ目のない一体的支援**

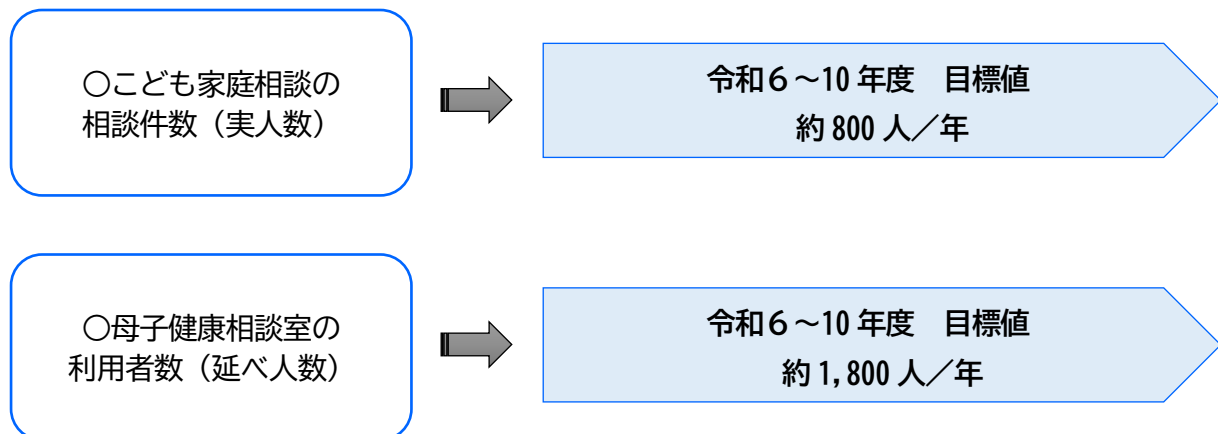
令和5年8月に設置した「こども家庭センター」を通じて、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に、「児童福祉」・「母子保健」の各部門が情報を共有しながら、妊娠期から子育て期まで一体的な相談や支援を行います。

また、妊婦・乳幼児健康診査や産後ケア事業、その他の母子保健事業を通じて、妊産婦の心身の健康を支援する取組を推進します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
妊娠期からの切れ目のない一体的支援					
			実施		

**☆指標6-1** こども家庭センターにおける相談支援の推進

こども家庭センターにおいて、子どもに関する相談全般、DVに関して、相談、又は助言を行うほか、妊産婦、乳幼児期の子どもとその保護者の健康や子育てに関する相談を行います。



(1) 妊産婦への支援

事業・取組	内容	担当課等
①妊婦・乳幼児健康診査事業	妊婦に対して、母子健康手帳交付時には、保健師、助産師が面談を行い、身体面・精神面の様子や子育て環境の状況を把握する。乳幼児健診では、保健師・助産師・看護師等が母親の健康や子どもの発育発達に関して相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与する。	健康づくり課
②産婦支援（産婦健診、産後ケア事業）	産後は育児への不安等から、うつリスクを抱える危険がある。出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続する。	健康づくり課
③母子保健推進事業	母子保健事業において、保健師・助産師・看護師等が母親の健康や子どもの発育発達に関して相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し、必要時には別の関係機関へつなぐ。	健康づくり課
④こども家庭センター事業(★)	妊産婦や子どもとその家庭が安心した生活を継続できるよう、「児童福祉」と「母子保健」が一体となり、健康の保持・増進に関する支援のほか、それぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行う。 また、さまざまな機関の制度や支援とつなげることができるよう、社会福祉士や教諭、公認心理師、保健師、助産師、保育士、管理栄養士などの専門職が相談に応じる。 さらに、教育委員会と連携し、課題を抱える学齢期の子どもやその家庭に対して、切れ目のない相談や支援を行う。	こども相談センター

(2) 困難な問題を抱える女性への支援

事業・取組	内容	担当課等
①母子生活支援施設入所事務	生活基盤が脆弱などの理由により保護や自立支援が必要な母子等に、母子生活支援施設に入所してもらい、自立の促進を図るための支援を行う。	こども相談センター
②女性相談室開設事業	女性が抱える悩みを女性相談員（カウンセラー）が面談して共に考え、解決に向けた支援を行うことで、その人の悩みや負担の軽減につなげる。	市民協働課
③児童虐待及びDV（ドメスティック・バイオレンス）対策事業 〔再掲〕	要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関（市健康福祉部・教育委員会・市立総合病院、県中央児童相談所・特別支援学校、焼津警察署、社会福祉協議会等）と連携して、子どもの虐待・育成問題等の解決を図る。また、DV被害者の安全確保を最優先に、被害者に寄り添いながら、直面している問題の解決に向けて一緒に取り組む。	こども相談センター

## 基本施策7 高齢者への支援の充実

### 施策の必要性

- 一人暮らしの高齢者が増加する中、閉じこもりやうつ状態となることを予防することが介護予防の観点からも必要です。  
また、要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加等を踏まえて、在宅で介護を担っている家族介護者の負担軽減を図る取組が求められます。
- 関係団体等調査からの主な課題・提案等
  - 介護保険課・地域包括ケア推進課の連携、地域包括支援センターとの連携。
  - 高齢者や要介護者の火災予防・避難支援及び救急要請の円滑化ため、消防、福祉部局、民生委員等の連携。
  - 居場所等への参加は、本人の生きがいづくりだけでなく、居場所等で顔見知りになることで、いつもと様子が違う時等に住民同士の声掛けや見守りに繋がる。

### 施策の方向

配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失している人など、孤立のリスクを抱える人が地域とつながり、支援につながるような居場所づくりとともに、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう支援に努めます。

また、家族介護者の負担を軽減するため、地域包括支援センター等による相談支援の充実や介護技術・知識の修得支援のための取組を推進します。

### 重点施策

#### ■地域の介護予防の拠点となる「通いの場」の充実

高齢者同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げる場であり、地域の介護予防の拠点でもある「通いの場」の充実を図ります。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
地域の介護予防の拠点となる 「通いの場」の充実			実施		

☆指標7-1 多様な「通いの場」の充実

身近な場所で自分に合った過ごし方が可能なふれあいサロン、居場所、ミニデイサービスの立ち上げや運営の支援を行い、地域の住民主体による通いの場などの充実を図り、趣味の活動や体操など、閉じこもり予防や社会参加の場を提供します。





## (1) 介護予防や閉じこもりの防止、生きがいづくりへの支援

事業・取組	内容	担当課等
①高齢者のための居場所づくりの支援 <b>(★)</b>	高齢者の居場所づくりを運営するための担い手の養成講座を実施するとともに、居場所づくりの活動を支援する。	地域包括ケア推進課
②介護予防事業	ウォーキング推進員、脳の健康教室 OB 会グループ、ふまねっとグループ等に参加する高齢者への関わりを通して、参加する高齢者の支援を行う。	健康づくり課
③老人保護措置事業	環境上の理由及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させ、健全な生活の援助を行う。入所の手続きの中で、当人や家族等の状況や課題等を聞き取り、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる。	地域包括ケア推進課

## (2) 介護者への支援

事業・取組	内容	担当課等
①家族介護者教室事業	ねたきり又は、認知症の高齢者を介護している介護者等を対象に、介護知識・技術の修得や交流会などを通じ、介護の身体的・精神的負担の軽減を図る。介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行うことができる機会を設けることで、支援者相互の支え合いを推進する。	地域包括ケア推進課
②認知症カフェ	認知症の人やその家族が専門職に相談したり、地域住民と交流をする場所で、閉じこもりがちになる認知症の人が外出するきっかけづくりや家族の気分転換にもつながる。	地域包括ケア推進課

## 基本施策8 働く環境の整備・推進

### 施策の必要性

- 令和5年度市民意識調査では、勤務関係の問題で悩みやストレス等を感じる可能性があるかについて、「現在ある」は19.5%で、30歳代から50歳代は「家庭の問題」に次いで「勤務関係の問題」をあげた人が多い状況です。

また、生きることを支えるための支援で重要だと思う対策として、「職場における長時間労働の是正やメンタルヘルス対策、ハラスメント対策」との回答率は12.1%で、20歳代に限定すると同回答が最上位となっています。

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、市民が健康で充実して働き続けられるよう支援や企業等におけるメンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策の促進が求められます。

- 関係団体等調査からの主な課題・提案等
  - 職員に対してストレスチェック実施。
  - 悩みやストレスを感じている人について、経済的な問題や、職場における問題を理由とする人が一定の割合を占めており、職場におけるワーク・ライフ・バランス、ハラスメント対策、メンタルヘルス対策の普及が大切である。
  - メンタルヘルスに関する相談サービスやストレスチェックサービスが付帯した事業所向けの保険制度の加入推進

### 施策の方向


「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの確保、職場のメンタルヘルス対策・ハラスメント対策等の普及啓発、相談体制の整備・充実を推進します。

労働者の多くは中小事業所に勤務している状況を踏まえ、中小事業所の経営支援をはじめとした様々なストレス要因の軽減のほか、職場における各種ハラスメントの防止・解決のための周知啓発を推進することで、原因となり得る就労環境の改善を図ります。

**重点施策**

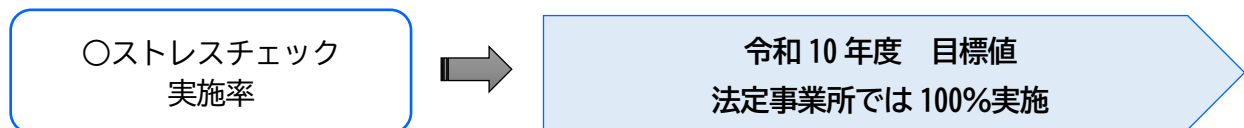
**■精神疾患の早期発見**

健康診断等の場において、うつ病やこころの状態を把握するスクリーニングを実施し、うつ病等の早期発見・早期治療につながるよう適切な情報提供、必要に応じた支援を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
うつ病の早期発見					
			実施		

**☆指標6** ストレスチェックによるうつ病スクリーニングの実施人数の増加

従業員数50人以上の職場において、ストレスチェックによりうつ病やこころの状態を把握するスクリーニングを行った結果、支援が必要な場合には、市や県の各種相談窓口につなげるための支援をします。



**主な事業・取組**

(1) 職場のメンタルヘルス対策、ハラスメント対策等の普及啓発

事業・取組	内容	担当課等
①ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・普及啓発	ワーク・ライフ・バランスに関する国・県等の情報を市 HP に掲載し、周知及び普及啓発を図る。	商工観光課
②職場のメンタルヘルス対策の普及啓発(★)	メンタルヘルスに関する相談サービスやストレスチェックサービスが付帯した商工会議所・商工会会員向けの保険制度への加入を推進する。	焼津商工会議所、大井川商工会
③健康経営の推進	「健康経営」(従業員の健康に配慮しながら生産性を高める取組)の推進を図る。生命保険会社と締結した健康経営連携に関する協定書に基づく取組を行う。	焼津商工会議所
④職場におけるメンタルサポート	企業が抱えるメンタルヘルスに関わる事案について、社会保険労務士等の専門家を派遣し、メンタルサポートを行う。	大井川商工会
⑤長時間労働の是正	長時間労働の傾向がある事業者に対し、改善提案やアドバイスをを行う。	大井川商工会
⑥職員健康管理事業	労働安全衛生法に定められている健康診断項目を健診業務実施機関に委託して行っている。特にストレスチェックにおいて、一人で問題を抱えてしまっている職員等の心身面の健康の維持増進を図る。	人事課
⑦3市合同職員カウンセリング事業	焼津市、藤枝市の2市合同で職員カウンセリング事業を実施する。住民からの相談に応じる職員や一人で問題を抱えてしまっている職員等の心身面の健康の維持増進を図るため、こころとからだの健康相談を実施する。	人事課
⑧教職員健康管理事業(教職員健康診断・ストレスチェック)(★)	学校における適切な保健管理及び安全管理を運営し、教職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその確保を目的として実施している。安全労働衛生法に基づき、ストレスチェックを実施し、メンタル不調の教職員自身のストレスへの気づき及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する。	学校教育課
⑨市民相談事業 〔再掲〕	市民からの相談等に対し、専門の相談員との面談や主管課との連絡調整等を行い、当該相談等が速やかに解決できるよう努めるとともに、相手の考えや意見を傾聴し適切な相談窓口を案内する。	くらし安全課

## (2) 中小事業所に対する経営支援、就労環境の改善

事業・取組	内容	担当課等
①中小企業への融資制度	事業運営に必要な運転・設備資金の融資が円滑になるよう、各種制度の利子補給や信用保証料補給を実施し、借入時の負担軽減を図る。	商工観光課
②セーフティネット融資の認定	取引企業の倒産や不況業種を営む方のための「セーフティネット保障制度」について、情報提供及び申請に必要な事業所認定を行う。	商工観光課
③金融支援事業 (小規模事業者経営改善資金等の相談・斡旋)	経営改善のため、必要な資金を静岡県等の制度融資や無担保・無保証で設備・運転資金が借りられる小規模事業者経営改善資金等についての相談・斡旋を行う。	焼津商工会議所、 大井川商工会
④経営支援事業 (各種窓口相談、巡回訪問等)	相談窓口の開設や事業所を直接巡回訪問し、事業・経営改善、事業発展の支援を行う。	焼津商工会議所、 大井川商工会

## 基本施策9 生活困窮者への支援の推進

### 施策の必要性

- 生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力、依存症、性的マイノリティ、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて他人との関係性の貧困があり、社会に排除されやすい傾向があります。

令和5年度市民意識調査では、経済的な問題（倒産、事業不振、借金、失業、生活困窮等）で悩みやストレス等を感じることもあるかについて、「現在ある」との回答は26.6%（前回調査19.9%）となっています。

また、精神的健康状態表に基づき、健康状態を判定した結果、「13点未満（精神的健康状態が低い）」に該当した割合は、家計に“全く余裕がない”という人では56.1%と比較的高くなっています。

生きることを支えるための支援で重要だと思う対策として、「生活困窮者への対策（生活支援、就労支援、資金貸付等）」との回答率は18.8%で、家計に“全く余裕がない”という人に限定すると同回答は31.8%となっています。

複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、包括的な支援を行うことが求められます。

- 関係団体等調査からの主な課題・提案等
  - 外来・入院患者の生活支援を行政、福祉と協働の元に行う。
  - 見た目では困窮していると判断できない家庭も多い。SNS（焼津市公式LINE）を活用。登録⇒申請すると利点が得られる等の工夫をし、相談しやすくする。

### 施策の方向

様々な背景を抱える生活困窮者は、リスクの高い人であることを認識した上で、効果的な生活困窮者対策を行うことが包括的な生きる支援としての対策にもつながることを認識し、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

また、各種団体とのネットワークを強化し、連携して、生活困窮者の抱える困難の解決を図ります。

**重点施策**

**■生活困窮者等に対する相談窓口の充実**

生活困窮者等に対する相談窓口を充実させるため、各種相談事業を実施するほか、失業等に直面したときに生じる生活上の問題に関連する相談に対応できるよう、連携体制を整えます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
生活困窮者等に対する相談窓口の充実					
			実施		

**☆指標7 生活困窮者自立支援事業の相談件数の増加**

生活困窮者自立支援事業の相談事業を充実し、関係機関との連携体制を整えます。

○生活困窮者自立支援事業の相談件数



令和6～10年度 目標値  
新規 1,500人以上

**主な事業・取組**

様々な背景を抱える生活困窮者への対応の充実

事業・取組	内容	担当課等
①生活困窮者自立支援事業(★)	自立相談支援事業、住居確保給付金、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業、法外援護事務等の実施。生活困窮に陥っている人とリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、就労や自立の相談に応じる際は、対策との連動に留意して取り組む。	地域福祉課
②生活保護事業	生活・住宅・教育・出産・生業・葬祭・医療・介護扶助・就労支援等の実施。リスクが高いとされる、生活保護受給者への各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチする機会ともなることから、適切な支援につなげる。	地域福祉課
③市税の納税相談	税の徴収担当者が、滞納者の背景には生活苦や借金等の経済的な問題が潜んでいる可能性があるかもしれないとの視点を持つことで、必要に応じて滞納者に相談窓口の情報発信を行う。	納税促進課
④市民相談事業〔再掲〕	市民からの相談等に対し、専門の相談員との面談や主管課との連絡調整等を行い、当該相談等が速やかに解決できるよう努めるとともに、相手の考えや意見を傾聴し適切な相談窓口を案内する。	くらし安全課

事業・取組	内容	担当課等
⑤国民年金事務	相談を受ける職員が、未納者の背景には生活苦や借金等の経済的な問題が潜んでいる場合があるかもしれないとの視点を持つことで、必要に応じて未納者に情報発信を行う。	国保年金課
⑥医療費等の現金給付事務（葬祭費）	葬祭費の申請を行う方の中には、費用の支払いや死後の手続面などで様々な問題を抱えている方もいるため、抱えている問題に応じて、適切な支援機関へつなぐ機会とする。また、遺族に対して相談先等の情報を掲載したリーフレットを配布するなど、遺族への情報提供を行う。	国保年金課
⑦国保税の課税に係る事務	保険税を滞納している方は、経済的な困難を抱えている方も少なくないため、保険税の軽減措置や減免制度を説明する機会を利用して生活状況等を把握し、必要に応じて様々な支援機関につなげたり、相談会等の情報提供を行うなどの対応を行う。	国保年金課
⑧後期高齢者医療保険料徴収事業（対象者：75歳以上）	保険料の徴収員が、滞納者の背景には生活苦や借金等の経済的な問題が潜んでいる可能性があるかもしれないとの視点を持ち、必要に応じて相談会等の情報提供を行う。	国保年金課
⑨生活福祉資金貸付	低所得者、高齢者、障害者世帯に対し、経済的自立や生活の安定を目的とした生活福祉資金の貸付を行う。	社会福祉協議会
⑩受診後の支払い相談	病院を受診した際、診療費が高額となった場合は、分納等の相談に応じる。	医事課



## 基本施策 10 災害時における体制の整備

### 施策の必要性

- 東日本大震災や熊本地震などの経験を踏まえ、今後想定される南海トラフ地震等の大規模災害時には、様々なストレス要因を抱えることとなるため、発生直後の心のケアに加えて、避難所や仮設住宅での孤立防止、生活再建等の復興関連施策を中長期にわたり講じることが求められます。
- 関係団体等調査からの主な課題・提案等
  - 焼津市と医療機関が災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結。
  - 被災者が孤立しない様に、普段より自治会、民生委員児童委員、そして地域で活動するボランティアとの繋がりや、社会福祉協議会事業間での連動が重要になる。
  - 個別避難計画作成と、避難支援関係者として要支援者の情報を把握し、平常時から顔の見える関係づくり。

### 施策の方向

大規模災害時に備えて、平時から被災者の心のケアを行う体制の整備を進めます。  
 また、高齢者や乳幼児、独居者、障害者等の災害弱者には特に配慮を行うとともに、支援者に対する支援に努めます。  
 さらに、メンタルヘルスのハイリスク群を見つけた場合は、継続的に治療・援助を行うための体制整備や地域の関係機関・団体のネットワークの構築、自助活動に対する支援を行います。

### 重点施策

#### ■個別避難計画作成の促進【新規】

災害時に自ら避難することが難しい一人暮らしの高齢者、要介護者、障害者等（災害時避難行動要支援者）が、どのような避難行動をとればよいのかについてまとめた個避難計画の作成を促進します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
個別避難計画作成の促進					
			実施		

#### ☆指標7 個別避難計画の作成

福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員等）や地域の支援者（民生委員等）の協力を得ながら、個別避難計画の作成を促進します。

○個別避難計画の作成



令和6～10年度 目標値  
 同意者全ての計画作成

**主な事業・取組**

防災及び被災者支援の取組

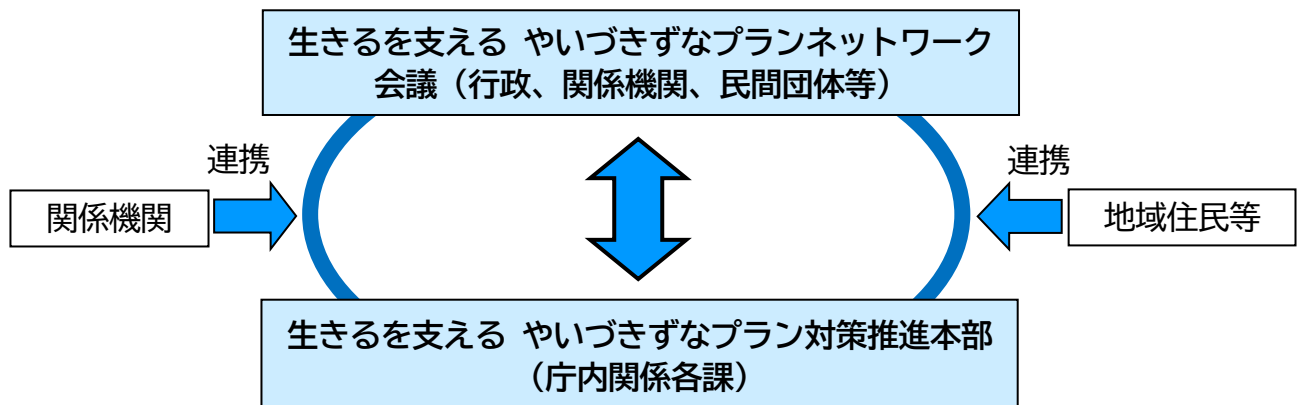
事業・取組	内容	担当課等
①地域防災計画作成事業	地域防災計画は、焼津市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、焼津市の地域に係る防災対策の大綱を定めるものである。大規模災害時における避難所や応急住宅等での生活において、被災者の健康やメンタルヘルスの重要性、災害相談の実施等の施策を計画に記載することで、対策の推進を図る。	防災計画課
②大規模災害等の発生時における被災者支援に関する協定事業	大規模災害等の発生時における被災者の相談体制整備のため、被災者支援者と協定を締結する。(協定締結先：静岡県司法書士会、静岡県行政書士会、静岡県弁護士会)	防災計画課
③避難行動要支援者避難支援計画に基づく取組(★)	高齢や障害などで自力での避難行動が困難な在宅の人で、かつ家族等による必要な支援が受けられない方の避難支援方法を重点的・優先的に進める。	地域福祉課

## 第5章 計画の推進体制

### 1 推進体制

市民・地域・関係機関・民間団体・企業・学校・行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働して取り組むことが必要です。焼津市では、行政、関係機関、民間団体等で構成する「生きるを支える やいづきずなプランネットワーク会議」を開催し、連携強化を図るとともに、対策を総合的・効果的に推進します。また、庁内での推進体制を確立するため、庁内関係各課が横断的に参画する「生きるを支える やいづきずなプラン対策推進本部」を開催し、本計画の進行管理を行うとともに、関連施策との有機的な連携を図り、計画に沿った事業・取組を着実に推進します。

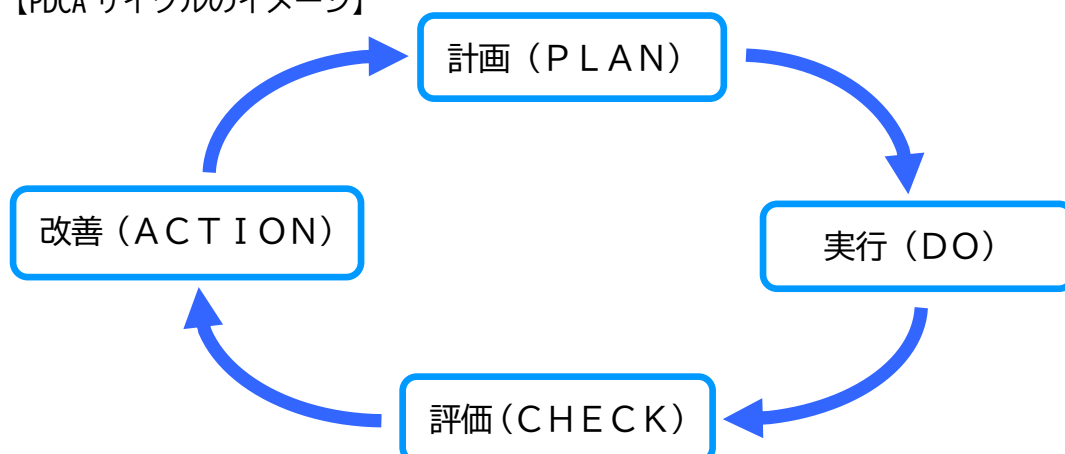
【推進体制イメージ】



### 2 進行管理 (PDCA サイクル)

計画期間中は、事業・取組について、PDCA サイクルによる適切な進行管理を行います。進行管理では、庁内の推進組織（生きるを支える やいづきずなプラン対策推進本部）において定期的に施策の進行状況を把握・点検・評価し、その状況に応じて事業・取組を適宜改善していきます。進行状況については、「生きるを支える やいづきずなプランネットワーク会議」及び市公式ウェブサイト等により市民等に報告します。

【PDCA サイクルのイメージ】



## 3 計画推進関係課

---

## 第6章 策定の経過・背景及び資料

〈現在作成中〉

**第2期生きるを支える やいづきずなプラン  
【案】**

令和5年12月

発行：焼津市健康福祉部地域福祉課

静岡県焼津市本町 2-16-32

TEL 054-631-5530

FAX 054-626-2189

URL [www.city.yaizu.lg.jp/](http://www.city.yaizu.lg.jp/)